## 1 議事日程

[平成17年太宰府市議会第4回(12月)定例会 環境厚生常任委員会]

平成17年12月9日 午前 10 時 00 分 於 全員協議会室

日程第1 議案第 96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

日程第2 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第108号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

日程第4 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)について

日程第5 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)につい て

日程第6 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に ついて

日程第7 請願第 5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について 国に意見書提出をお願いする請願

2 出席委員は次のとおりである(6名)

 委員長
 福廣和美議員
 副委員長安部 陽議員

 委員力丸義行議員
 委員安部啓治議員

 " 山路一惠議員 " 岡部茂夫議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

市民生活部長 関岡 勉 健康福祉部長 古川泰博 健康福祉部子育て支援担当部長 村 尾 昭 子 市民課長 藤 幸二郎 環境課長 武 藤 Ξ 郎 環境課施設整備担当課長 蜷 川 二三雄 人権・同和政策課長 津田 秀 司 人権センター所長 西山源次 有 岡 輝 二 福祉課長 新納照文 すこやか長寿課長 木 村 裕 子 国保年金課長 子育て支援課長 和田敏信 人権・同和政策課 保健センター所長 木 村 努 木村千鶴 男女共同参画推進係長

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(1名)

議会事務局長 白石純一議事課長 田中利雄書 記満崎哲也

## 開会 午前10時00分

委員長(福廣和美委員) それでは、ただ今から環境厚生常任委員会を開会します。

当委員会に付託されております案件は、条例の制定1件、条例の改正1件、補正予算4件、 請願1件です。

ただちに議案の審査に入ります。

日程第1 議案第96号 太宰府市男女共同参画推進条例の制定について

委員長(福廣和美委員) 日程第1、議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」を議題とします。

おはかりします。

これから執行部に補足説明を求めますが、条項が多いため各章ごとに補足説明を受け質疑を 行い、最後に条例案全体について質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、各章ごとに補足説明を受け、質疑を行い、最後に条例案全体について質疑 を行います。

それでは、まずこの条例案作成の経緯、ポイントを説明いただき、議案書71ページの条例の 前文、第1章の第1条から74ページの第7条までの部分について執行部の補足説明を求めま す。

人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) おはようございます。

それでは、71ページの議案第96号「太宰府市男女共同参画推進条例の制定について」ご説明申し上げます。

先般12月1日の議会全員協議会で説明しました内容と重複しますが、太宰府市男女共同参画 推進条例案について、ご説明申し上げます。

まず、経過といたしまして、平成11年6月に国の方が資料3の方でお配りしていますとおり、国の法律であります男女共同参画社会基本法というものを作っております。これは性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮できる社会実現のためのこの基本法を制定しておるところでございます。この基本法第9条を見ていただきますと、男女共同参画社会の形成を促進する取り組みや、国はもとより地方公共団体の責務ということでうたわれております。このことから、全国の自治体で男女共同参画を推進するための指針となる条例が制定されているところでございます。福岡県内では、今現在17の市町村が制定されておるところでございます。そこで本市においては、市長から昨年3月22日に男女共同参画社会実現に向けた条例に盛り込む事項について、本市の男女共同参画審議会に諮問しました。10回の審議会、5回の作業部会が開催され、途中の中間答申では、市民の意見募集をいただき、また意見聴取会を開催し、昨年

12月20日に条例案という形で答申を受けています。この答申を受けまして、本市内部組織である男女共同参画推進本部幹事会、推進会、本部会をそれぞれ度重なる会議をもちまして、様々な方向から議論し、本日の提案になっておるところです。それで条例案の作成のポイントとして4つあります。まず一つには、本市の男女共同参画審議会の条例案を尊重したこと。二つ目に国の男女共同参画社会基本法および地方自治法の趣旨を十分踏まえたこと。3つ目に、市の施策、措置に対する苦情処理や、性差別等に対する人権侵害から被害者を救済するための推進委員を附属機関として設置したこと。4つ目に外来語については使用しないこととしたということで、ドメスッティク・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントというような外来語、横文字については使用しないこととしたということ。この4点についてポイントとしております。

それでは条例案について説明いたしたいと思います。本条例につきましては、太宰府市にお ける男女共同参画推進の基本的考え方や、仕組みを定めた総合的な条例だというふうに考えて おります。

目次として、第1章から第5章までありまして、第1章に総則。第2章に男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策。第3章に太宰府市男女共同参画推進委員の設置。第4章に苦情及び救済の申出の処理。第5章に雑則という形になっております。そして付則という形になっております。それから前文といたしまして、日本国憲法はというところから始まる部分については、前文が入っております。本条例の趣旨を表現するとともに制定への決意を宣言しております。特に条例制定の決意といたしまして、前文のところ下から3行目、ここに日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の精神にのっとり、男女共同参画社会実現のための理念や推進すべき施策を明示し、本市で新しい文化としての男女平等社会を確立するために、この条例を制定するという、条例制定の決意を申し上げておるところでございます。

第1章の総則に入ります。目的、第1条、この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女 共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにすると ともに、次のページを見てもらいますと、市の施策の基本となる条項及び苦情等の申出の処理 に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するこ とを目的とするということにしております。

それから、第2条の定義ですけど、この条例に出てくる用語の意義を示しております。第1号のところは、男女共同参画社会の形成とはという意義でございます。第2号のところは積極的改善措置ということでございます。この1号、2号につきましては、基本法を見ていただきますと、第2条のところの定義と同じ文言を使っての定義となっております。第3号のところに市民とはということの定義で、第4号の事業所等はの説明を付けております。

それから、第3条の基本理念、この基本理念の第3条は、男女共同参画社会を築く基本的な考えです。この基本理念の1号から5号につきましては、国の基本法の5本柱と言われるもので、基本法の第3条の男女の人権の尊重が、市の第1号に当たります。第4条の国の社会にお

ける制度または慣行についての配慮が、市の方の第2号に当たります。それから第5条の政策等の立案及び決定への共同参画が、市の第3号になります。それから基本法の第6条の家庭生活における活動と他の活動の両立が、市の方の第4号になります。それから第7条の国際的協調が、市の方の第5条という形になります。それぞれこの基本法を基本的にそのままもってきておる条文という形になります。

それから、第4条の市の責務につきましては、これも国の基本法の第9条を見ていただきま すと、地方公共団体の責務ということになっておりますので、それにあわせた市の責務という ことに写し換えています。「第4条、市は、第3条に定める男女共同参画社会の形成について の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策(積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。)を市の主要な施策と位置づけ、 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」ということになっています。それから、第3 項の「市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施す るにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」ということでうたっ ております。これにつきましても国の基本法の第15条のところを見ていただきますと、施策の 策定等に当たっての配慮ということでうたわれいてます。この文言をこの第3項のところに当 てはめております。それで、この意味は少し分かりづらいところがありますので申し上げます と、男女共同参画の推進に関する直接的なものはもちろんのこと、直接的施策以外の市が実施 する全てに関して、結果的に男女共同参画社会の形成を阻害するとなるいうものをなくしてい くと、いいものは推進とするというような内容でごさいます。それから、第5項の「市は男女 共同参画の形成の促進に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。」と いうことでございます。これも基本法第11条のところを見ていただきますと、法制上の措置等 ということで、これも「必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならな い。」ということで、これも市の方に置き換えておるところでございます。それから、第6項 の方は「市は、審議会等を設置するにあたり、条例等に登用割合を規定するなど」という云々 を付けております。

それから、市民の責務、第5条でございます。これにつきましても国の基本法第10条を見ていただきますと、国民の責務とうたっています。これを受けまして、市民の責務ということで置き換えています。「市民は基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。」ということになっております。

次に74ページをお開きいただきたいと思います。それで、ここでは事業者等の責務をうたっております。事業者も国の基本法第10条の国民に含まれています。したがって、市民と同様の責務があります。ここの内容としましては、事業者が社会の一員として、男女共同参画社会の形成に関して、果たすべき社会的な責任は大きく、職場での男女共同平等や働きやすい環境改善など、事業者自身の男女共同参画の取り組みを事業者の責務として規定しているところでご

ざいます。それで、第6条の第3項のところの1行目から2行目の「法律等」というのは、いわゆる男女雇用機会均等法、あるいは育児・介護休業法のことを指しております。それから第4項は学校を設置する事業者等ということで、これは太宰府市は学園都市ということで、「学内において性的な言動によって」云々と、セクシャル・ハラスメントのことをうたっております。

それから、第7条のところでございますけど、性別による差別的取扱の禁止。それで、「何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。」ということの性差別の禁止をうたっております。それで、第2項のところ、「何人も配偶者等に対する暴力」とはドメスティック・バイオレンスのことをうたっており、「性的な言動によって相手の生活環境を害し」ということは、セクシャル・ハラスメントをうたっておりますけど、これは両方とも人権侵害であるというこれの性差別の禁止をうたっておるところでございます。

以上、第1章までの内容をご説明したところでございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

第7条までの部分について、質疑を行います。

まず、条例の前文について質疑はありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) ないようであれば、私の方からちょっと聞きたいのですが、基本的なことで誠に申し訳ありませんけど、国は、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指してこの法を制定したとありますが、「個性と能力を発揮できる社会」というのが、もう少し具体的にみなさんの考えを教えてもらえませんか。

人権・同和政策課長。

- 人権・同和政策課長(津田秀司) 個性と能力ということなのですけど、男らしさ女らしさというようなことを否定するわけではございませんけど、男はこうあるべき、女はこうあるべきというふうに、固定化された役割分担ではなくして、やはり男性女性ともそれぞれ性別に関わりなく、その個性と能力を発揮できる。そして男女が共に責任を分かち合う。そういった社会をつくり上げていくことが、今後の大切なことではないかということをうたっているものです。
- 委員長(福廣和美委員) 言われていることは十分理解できるのですが、日頃から思っていることで、その逆のことも言えるのではないかというね、いわゆる個性と能力を発揮すると言うことが、いわゆる女らしさ男らしさということを認めた方が、この個性と能力を発揮することができる場合もあるのではないかという若干の疑問はあるんです。こうなったが故に、個性と能力を発揮できない人が出てくる心配はありませんか。ということが単純な疑問であるわけですが、ちょっと教えてください。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) お手元に配布しております国の方の基本法をちょっと見ていただき

ますと、そのくだりの前のところですね、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い」それから先今ご質疑があっていますように、「性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっている。」というふうに位置づけておるわけでございます。それで、何をもって男らしさ女らしさかという部分が、その男らしさ女らしさの基準というのが非常にあいまいなわけでございます。そうじゃなくて、男であろうと女であろうと、それぞれ個々がもつ個性あるいは能力、それが発揮できるような社会を全体でつくっていこうではないかと、そういうものをこの男女共同参画社会基本法は目指しているというものを受けまして、私どももそこを国のそういう精神を受けたところで、前文の中にその部分をおり込んで、そして、太宰府市全体でそういうふうなそれぞれがもっている個性や能力が発揮できるような社会の実現を目指していこうじゃないかというのが、ポイントになっているということでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) これはまた後の章の方でも出てくるでしょうから、またそこでお伺いをしますけど、もう一つ、外来語を今回は使用しなかったということが先ほどありましたけども、これは何か特別な理由があってされたのか、別に特別な理由がないのかどうか。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 一応この男女共同参画社会基本法をずっと見られましたら、一言も外来語が出ていないんですよね。それから県の男女共同参画の推進条例、これにつきましても外来語はございません。それでいわゆる高齢者から、いろんな方が分かるような表現、そういうような表現がいいのではないかということで、今回は太宰府市におきましてもこの中で外来語を使用していないということでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) そうですか。まあしかし、今のはちょっとおかしいような気もするけど、どちらかと言えば日本語に直した方が分かりづらくてね、その極端に言えばセクシャル・ハラスメントというのは、もう全体に浸透しているしあれだけマスコミ等で言われればね。ただそれだけの理由なのかという感じもしないでもないんやけど。別に外来語を入れれということではないんですよ。だから通常外来語というのは日本語と同じような使い道をしているわけですから、マスコミで扱うということは、それだけ浸透しているということになると思うのですけどね。その方が極端に言えば入ってすぐ分かりやすいというね。DVにしてもそうですけど、セクシャル・ハラスメントと言った方がもうすっとこう入るという気がするけど。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) そこはですね、これを作る段階でいろいろ委員長が言われるような 部分も含めて議論になりました。それでいわゆるそのセクハラなりDVというのはもう社会通念 語になっているじゃないかという意見と、そうじゃなくてやっぱり高齢者、おじいちゃんおば あちゃんあたりが、セクハラとかDVと言っても分かるのかといういろいろな意見等ありまして、それでやはり分かりやすい条例を目指そうという意味では、いわゆる日本語表現で正しくそういうふうなものを伝えていく方が、より分かりやすいのではないかという結論に経って、いわゆる外来語を使用しなかったということでございます。

委員長(福廣和美委員) まあいいでしょう。お年寄りだってセクハラと言えばすぐ分かると思うけどね。これはまだ前文ですから次にいきます。

それでは、次に第1条について質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは、次に第2条についてはありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) それでは、第3条についてはありませんか。 はい。安部陽委員。

委員(安部 陽委員) ここは第7条との関連がありますので、後でと言うかと思っていたのですが、ここでいいですかね。第7条と関連しますが、第7条とこの第3条。

委員長(福廣和美委員) 結構ですよ。

委員(安部 陽委員) 第3条で第1号の3行目ぐらいで、「男女の身体的特徴及び性に関する個人の意思が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。」ということと、第7条の性別による差別的取扱の禁止、これ私、「何人も家庭、職場」云々とあって、「性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。」というふうになっているわけですね。特に職場の場合はいつも適材適所、あるいは能率という言葉が出てくると思うんですが、その点との絡みですか、適材適所、能率という言葉を使う場合に、やはり先ほどの男らしさ女らしさという問題との絡みも出てくると思うんですね。極端に言えば消防士、あるいはそういうようなところは能率的にやろうと思えば、敏捷性のある男性の方がいいんじゃなかろうかというような私個人の見方ですけれども、そういう適材適所とかというその絡みはどのように考えていますか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 男女の差は確かにございますけど、それが確定と言うか、男と女の差はその人個人によって違いますからですね。やはり男性が消防士に向いているという、確かにそれは女性にもできるということで、今女性の消防士なんかも出てきておりますし、バスの運転手さんも出てきておりますですね。いろんなやっぱり出てきておりますし、国の基本法においても多様な職業に就ける、多様な人生が営まれるというような、男性も女性もという協同してその職種についていくというのが、この基本法の趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 今協同という言葉が出てきたわけですね、それでやっぱり職場でも何で

もやっていかなければいけないということが、やっぱりこの男女共同参画の趣旨だと思うんですね。それであんまり差別的取扱いをしてはならないとか、そういうのを強調されるとね、やっぱり難しくなってくるのかなと思って私は読んでいますので、はいそれでいいです。

委員長(福廣和美委員) 関連するんですけど、この審議会において、この差別的取扱いというのの具体的な例とかそういうのは出ましたか。その差別的扱いというのが、どこからどこまでが差別で、どこからどこまでが区別で、そういうのが分かりづらいんですよね。その時の状況状況によると思うんですよ。そのときの状況によると思うけども、その受けた側の、まあいじめと一緒でね、ある人は差別と思い、ある人は差別とは思わない状況というのが多分出てくるだろうとは思うんですが、その審議会の中で、何かそういうことは出ましたか。

市民生活部長。

- 市民生活部長(関岡 勉) 今問題になっております第7条といいますのが、先ほどから話になっております前文にもありますような、個性と能力を十分に発揮できることができる社会という部分と繋がっておるわけでございまして、これでいわゆるこの第7条は性別による差別的取扱いの禁止。これはもうごくごく当たり前のことでございます。この中であえてうたう云々という部分もあれですが、そこをきちんとやっぱりうたっておかないと、いわゆる男性であれ女性であれそういうふうな形の中で、職場であるとか、学校であるとか、地域社会とか、そういうところの中での部分でのいわゆる機会が均等にですね、与えられるような部分にならなければならないということでございます。それで、具体的にこのどういうことが差別取扱いの基準になるかどうかという部分については、審議会の中では私の記憶では具体的な部分としての議論はなかったというふうに理解をしております。
- 委員長(福廣和美委員) これは私の考え過ぎの部分があるかも分からんけども、逆にこういったことをうたうことによって、女性として弱い立場の人が出てくるのではないかというのは、前から考えているわけですよ。だから女性に困った部分が出てきやしないかなと。男性云々よりも女性の側に、逆に言えば心配な点があるんではないかという考えがあると思うもんですから、この差別的取扱いというのがね、なかなか男性の立場からすると、ぴんとこないという、誠に申し訳ないけれども、そういう気持ちもあるんですよ。だから大体は分かっているつもりでおるんですけども、頭の中ではね。ただ差別と区別という部分が、若干引っかかる部分があるもんですからお聞きをいたしました。

それで次に、第3条がなければ、第4条はありませんか。 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 何点かありますので、一括でお答えください。

まず、相談者の受付事務については、専門員を置く考えはあるのかどうか。

ここでいいですよね。委員長この部分でいいんですよね。

(人権・同和政策課長「相談者については後のところの第4章で推進委員の責務のところが出てきますので、そこの方が。」と言う)

委員(安部啓治委員) いや。推進委員じゃないですよ。専門員ですよ。

委員長(福廣和美委員) 市役所の。

委員(安部啓治委員) 市の体制ですよ。専門員が窓口で受付するという部分でお尋ねしたいんですよ。ここでいいのか確認しているんですよ。いいですよね。

委員長(福廣和美委員) 安部委員ちょっといいですか。専門員を置くというのは第4条では出てこないですよね。

(安部啓治委員「市の責任で、市は必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。という部分があるのでですね。」と呼ぶ)

委員長(福廣和美委員) 第6項目で「市は、審議会を設置するにあたり、条例等に登用割合を」・・・。

(安部啓治委員「第5項ですよ。」と呼ぶ)

委員長(福廣和美委員) いやいや「男女が平等に市の施策や方針の決定過程に参画できる」・・・。あっそうか。じゃなくてその上ですね。

(安部啓治委員「はい。」と呼ぶ)

委員長(福廣和美委員) どっちみち関連しているわけですから、ここで今聞かれていいです よ。

安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) それでですね、その専門員を置く考えはあるのか。また参画室のスタッフ構成は現在どう考えているのか、それが1点。それから、相談室の設置についての考え方ですね。これはやっぱりプライバシー保護のためには必要じゃないかと思っていますので、既存の施設で間に合うのかどうか。それから相談者が生活困窮者の場合、豊中市では条例で設けているわけですけど、裁判費用等の貸出制度を設ける考えがあるかどうか。それから全体としてこの関係で、来年度の予算はいくらぐらい今考えておられるかどうかですね。

分かる部分でお答えください。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 順不同でいきますけど、相談員に設置については、まず本来ならば推進委員という、第三者的な機関ですので、本来ならば独立した部屋をとった方がいいんでしょうけどですね、先進市の条例で相談室を設置しているところはないようでございます。県内においてはですね。それから来年度の予算についての話ですけど、来年度についてはこの条例を通していただければですね、来年度については推進委員さんの報酬と費用弁償を3月の議会の方に提案していきたいというふうに思っております。それから相談者の受付事務ですけど、本来なら専門員さんが相談者から直接受けることもできるんですけど、推進委員が毎日この市役所の方に来ているわけではございませんので、便宜上としてはやはり事務局と言いますか、市の中の男女共同参画推進係の方が、いったんそこで受付的なことをして、そして推進委員にその申出書をお渡しするというどうしてもそういう形になろうかなというふうに思っ

ております。それからもう一つは生活困窮者のことなんですけど、ちょっとその制度ですかね、その貸出しというか、その辺がまだ私どもの方ではよく研究していませんので、よく理解できないところでございます。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) ちょっと順番があれですけど、あの推進委員の件は私全然まだ触れていないんですよ。ですよね。受付で推進委員にお任せするのかどうか、そういうふるい分けをする受付窓口としての一般職ではなくて、そこに専門員を配置する考えはあるのかどうかというお尋ねなんですよ。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 専門員としては、置くことは考えていません。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 今のところ考えていないということですね。

それから、全体のその男女共同参画室のスタッフ構成がちょっと漏れているようですが、何 名ぐらいの構成でやられる予定でしょうか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今るる出ております部分はですね、今この条例が今議会で一応可決をいただくという形になりますと、今後そういうものを受けてどうするのかという形になってまいります。それで現実問題といたしましては、4月1日からこの条例が施行する段階からは一応現有スタッフでとり合えずスタートするという形になります。人権・同和政策課の中の男女共同参画推進係の方でこの部分については推進をしていくという形になります。それで、その状況をずっと見つつ、今ご指摘があっております専門員の配置の必要性、あるいは参画室の必要性、そういう部分は取組んでいく過程の中において、今後の課題になってくるのではないかというふうに理解をしておりますので、現実今のところ平成18年の4月1日から即そういう制度の導入という部分については、今のところ考えていないということでございます。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) それから、相談室ですが、今のところじゃあオープンな場所でとり合え ず受付の時。受付の時ですよ。推進委員じゃないですよ。

(人権・同和政策課長「はい。分かります。」と言う)

委員(安部啓治委員) まあ、最終的には推進委員も利用されるんでしょうけども、まあ家庭の 事情だとかいろいろなこと聞くわけですから、衆目の中で聞くわけにはいかんでしょうが、だ からそういう部屋というのは設ける考えがあるのかどうか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 先ほど説明しましたけど、太宰府市のこの庁舎が非常に狭い もんですから、取れるかどうかはこれから検討していきますけど、今先ほど県内にはないとい うことをお話しましたけど、実際には久留米市と筑紫野市については、相談室を設けておりますし、その他もありますので、そういう方向で考えていけるのであれば考えていきたいという ふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 例えばですね、あれは消費生活相談ですか、1階にありますよね。あれは2部屋か3部屋か、あれは2部屋。そういう所を使うということはできないのですか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今課長が言っておりますように、部屋につきましては、市にあります会議室をフルに使う形にしたいというふうに思います。そしてそういうふうな中で、そういう相談等々がどんどん出てまいりまして、そして今後の対応、いわゆる拠点の問題もありますからですね、そういうふうな今後の対応の中でそういう部分については考えていきたいというふうに思っておりまして、とりあえずはこの条例の中で、この第4条では市が責任をもってやる部分については、ここに明記しておりますので、この明記に向けまして最大限の努力をしたいというふうに考えております。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) それで、裁判費用の部分ですが、これは研究してください。今後。是非 お願いしておきます。

とりあえず以上です。

委員長(福廣和美委員) 今の件ですけどね、これはこの条例とは別にこの条例の計画、実施計画か何かは作るわけでしょ。だからこういった内容は今から条例がとおれば、考えるというか、もう考えてあるのでしょうけども、大体いつ頃までに、市が実施をするまでには出す予定はあるのですか。

市民生活部長。

- 市民生活部長(関岡 勉) 一応この最後の方に、この条例に出てきます規則がありますので、 規則の中で細かい部分については、手続き的な部分を規則の中で決めたいと思っております。 それがこの今議会の中で条例を可決いただきますと、平成18年4月1日でございますので、平 成18年4月1日に間に合う形の中で、いろいろ検討すべき部分が出てまいると思いますので、 その辺りは一定整理をしながら進めさせていただくというふうな形になろうかというふうに思 っております。
- 委員長(福廣和美委員) 今の4点から5点、大事な点だと思うんですよね。だから逆に言うといるんな手が打てないのに条例だけ決めていくというのは、どうかなというふうな思いもあるしね、だから専門員をどうするとか、場所の問題とか、場所は狭いですからできませんじゃ話しにならんよね。だからちゃんとプライバシーを守るにはどうしたらいいのか、そこの担当の係の所に相談に行って、そこに座っておれば、「あっ、男女共同のことで言っているんだな。」というのは、周りから見れば誰が見ても分かるような状況であれば、厳しいよね。だか

らそういったことは、ちゃんとした上で実施するならしてもらわないと、決めればいいという もんじゃないと私は思うんです。いろいろ我々も勉強したうえで今のような質問が出ていると 思いますので、その点だけはまたよろしくお願いしたいと思います。

他に第4条はありませんか。

(その他委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) それでは、市民の責務、第5条、ありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 第6条、事業者等の責務。

山路委員。

委員(山路一惠委員) この男女共同参画を推進するにあたっては、事業者の協力というのが非常に大きなポイントになってくるんじゃないかと思うんですが、その例えばですね、審議会が出した答申の事業者等の責務の、例えば5番と6番が今回こちらの条例案の方には入っていないわけですが、その考え方としてですね、今度施策を実行していく中で、事業所の方に啓発を行こなったり、あるいはまた報告ですね、状況の報告などを求めるというようなお考えはもっていらっしゃるのかどうかをお尋ねします。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 一応、ご指摘のように審議会の中では市から補助金を受ける事業者とは云々という形と、市と工事請負等の契約締結を希望する云々という形があります。確かにそれはありますが、問題は事業者等の責務の中で第1項から第3項、学校を入れますと第4項まであるわけでございますが、これは主にこの啓発のあり方を検討するということでございまして、こういう部分、市の求めに応じてそういうことをしなければ云々というような、事業者から見ると威圧的に取られるような表現という部分は啓発のあり方で、十分クリアできるのではないかということの中で、答申の部分からは削除をさせていただいております。いずれにしましても、この事業者が大きな鍵を握ることは間違いございませんので、その部分は第1項から第3項の中で十分その部分を推進することで、啓発を図っていけるものだというふうに理解をしております。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 山路委員。

委員(山路一惠委員) 啓発はもちろん行なっていかなければいけないと思うんですけど、逆に 事業者の方から例えば年に一度報告をいただくと。そういうようなお考えは今のところござい ますか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡勉) 今のところ考えておりません。

委員長(福廣和美委員) いいですか。

(山路委員「はい。」と言う。)

委員長(福廣和美委員) 他に第6条ありませんか。

(その他委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) それでは、第7条についてありませんか。 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 先ほど委員長も言っておりました差別的取扱い。これは私も引っかかるわけですね、どうしても。それでこれは男女共同参画だからこれはお互いに尊重しながらやっていきなさいという法律だろうと思うんで、あんまり性差別を言い過ぎてかえってマイナスの社会に、日本古来の良さというのがなくなってしまっているような気もするわけですよね。それで、この性差別をちょっと取っ払った方がいいんじゃないかと思って、お互いの尊重しながらやっていかなければならないか何か、そういう文言の方がいいような気もするんですが、その辺の考え方はどうですか。あんまり性差別にこだわり過ぎていると思う。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 現実的にはですね、やはりその性差別というのが頻繁というか、ドメスティック・バイオレンスにしてもセクシャル・ハラスメントにしても頻繁に起こっているのが現状なんですね。まあそういうことで太宰府市としても、ちくし女性ホットラインという所に相談窓口というのを置いていますけどですね、かなりの件数でこういう女性差別というのが頻繁に起こっているのが現状です。それで、国の方もこの男女差別、男女は平等であるということを基本に置いておりますので、やはりその中で性差別としては性差別のことは、男女平等の中でも一番重要な柱であるというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 私やらはそういうふうに差別をした覚えと言ったらおかしいけど、そういうような考えはもうとう持っていないからね、どうしても引っかかるんですね、これが。それで、もう少し変わった文言がないかなとちょっと思うわけですけどね。これは社会をお互い男女間の良さというものを尊重しながらやりなさいという趣旨だろうと思いますけどですね、あんまり性差別を言い過ぎてかえってマイナスじゃなかろうかと私は思うんですよね。まあその気持ちは分かるですよ。今まで各職場で課長部長やらになる人が少なかったりいろいろ。だけど、能力がある人はやはり今はもう外国大使館やらになったりいろいろしてありますので、そう私はこのときに強く言い過ぎとるというような感じを持つもんだから、もう少し和らげる文言をあったらとちょっと思うんですがね。委員長もこれ気になって言いよりましたし、私もこれは気になって、そういう適材適所だとかという言葉でちょっと言ったわけですが。ちょっとこの文言だけがきついという気がするんですが、ちょっとその点きつくはないんですかね。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) ここのところがやっぱりポイントになっているわけでございまして、先ほどから国の基本法の中で、冒頭議論がされました個性と能力との裏返しになっている

わけでございます。だからここは当然のことのような部分でございますが、そういう部分をこの基本法の趣旨を受けて、そして本市の条例の中にもそういうふうな差別的取扱いの禁止という条項をあえて入れているわけでございます。だからこういう部分については、いわゆるこういうふうな部分をそこにありますように、そういう取扱いをしてはならないというような部分をあえて入れました部分は、先ほどから言っております男女共同参画社会の実現には、これは避けて通れない問題だというふうに思っておりますので、そこの部分については理解をお願いをしたいというふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) いいですか。

安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 理解はするわけですけどね、ちょっとやはり日本の良さというのがなくなってきよるわけですよね、早く言えば。日本人としての今までの良さというのが、やはり助けたり助けられたりというような言葉もなくなってしまっているような感じで、平等に私やらも思っていますけれども、まあ理解してくれと言われれば理解しなきゃならんと思うけど、ちょっとこの文言が引っかかるということだけで終わらせておきます。

委員長(福廣和美委員) それではここで、11時5分まで休憩します。

休憩 10時53分

再開 11時06分

委員長(福廣和美委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

第1章が終わりましたので、第2章について補足説明をお願いします。

人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 第2章、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策。ここの章につきましては、本条例の第3条の基本理念を受けて、その推進するための基本的な施策をうたっています。この基本計画ですけど、これにつきましても国の基本法第14条の第3項をご覧いただきますと、「市町村は、」云々、「男女共同参画基本及び」云々ということで書いてありますけど、これを受けてこの第8条を作っておるところでございます。それで、「市長は、参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。」ということで、この基本計画につきましては、ここに持っておりますけど、この青い冊子、皆さん持ってあるかなと思いますけど、これは太宰府市の男女共同参画プランを平成15年3月に、もうこれはできあがっております。これが長期の計画でございまして、平成15年から平成25年までの10年間の長期プランという形でこれを作成しているところでございます。

それから、第9条の推進体制ですけど、これにつきましても既に設置済みでございます。内部組織であります男女共同参画推進本部というのを既に設置しておりまして、幹事会、推進

会、推進本部会という、こういった3つの部会でもって男女共同参画を進めるための推進本部 をつくっておるところでございます。

それから第10条の活動支援。それから第11条の家庭生活等への支援ということでございます。これは基本理念の第3条の第4号を受けて、家庭生活における活動とその他の活動の両立というのを受けて、ここに施策として上げておるところでございます。この家庭生活の支援につきましては、今回、国の基本計画の今見直しを行っておりますけど、その重点ポイントとしても、この仕事と家庭、地域生活の両立を目指すというのが、新しい国の基本計画の中間答申をしておりますけど、それのポイントとして上げられておるところでございます。

第12条の男女平等を促進する教育の推進というところでございます。これにつきましても、 今国の中間答申でも男女平等を推進する学習、それから教育の充実ということが、国の見直し のポイントとして上げられておるところでございます。

それから調査研究、第13条ですけど、これにつきましても基本法第18条のところを見ていただきますと、このとおり「国は、社会における制度又は慣行が」ということで書いてありますことのこの分の調査研究をもってきております。

それから第14条の国際的協調の措置、これにつきましても市の方の基本理念の第3条の第5号のところに、国際的協調というのを入れておりますけど、これの実施のための国際的協調のための措置ということで、国際的視野に立った外国人の人権に配慮した取り組みを規定しているところでございます。

それから第15条の年次報告ですけど、これにつきましても基本法第12条のところに年次報告 等第12条というところがあります。これを受けて本市としてもこの条項を入れたということで ございます。

第2章は以上でございます。

委員長(福廣和美委員) はい。第2章、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策の 第8条について、質疑はありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 一点お聞きしますけど、この審議会は変更する場合にも聞かなければ いけないというふうに明記してあるのですが、今まで審議をしてきた審議会が、そのまま継続 するということで考えていいのですか。

人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) はい。そのとおりでございます。

委員長(福廣和美委員) 審議会委員の任期は。

(テープ不良により未記録部分あり。)

人権・同和政策課長(津田秀司) 審議会委員の任期は2年でございます。

委員長(福廣和美委員) 山路委員。

委員(山路一惠委員) 先ほど男女共同参画プランの話が出ましたけど、このプランの進捗状況

というのは、何年ごとの見直しでしたでしょうか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 国の計画でも、今5年という形で計画の見直しを行っておりますので、市の方においても5年というスパーンを取りまして、5年ごとに見直しをするということにしております。

委員長(福廣和美委員) 山路委員。

委員(山路一惠委員) そうしたら次はいつが見直しになりますか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) これを作りましたのが平成15年ですから、平成20年にこの計画の見直しをするということになります。

委員長(福廣和美委員) 山路委員。

委員(山路一惠委員) 5年というのはちょっと長いような気がするんですけど、1年ごとにどれだけこのプランが進んだとかいう把握ですね、そういうことはされているんでしょうか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) この第15条の方に年次報告というのをうたっております。それで、「市長は毎年、実施計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。」ということになっておりますので、今後この条例が発するならば、この男女共同参画プランに基づいたところの進捗状況につきまして、各課からヒアリングを受けながらその進捗状況を確認して、年次報告という形で報告書を作成していきたいというふうに考えております。

委員長(福廣和美委員) いいですか。

(山路委員「はい。」と答える)

委員長(福廣和美委員) 今の第15条の件ですけども、年に1回進捗状況を報告するわけですよね。これは公表するわけでしょ。

人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) はい。公表するものとするというこのになっています。

委員長(福廣和美委員) だから今年はここまでしかできませんでしたとかということが出てくるわけですよね。

人権・同和政策課長(津田秀司) はい。そのとおりでございます。

委員長(福廣和美委員) 逆に本当にできるのかなという気もするんやけど。 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 先ほどから課長が説明しておりますこの私どもの太宰府市男女共同参画プラン、これにつきましては平成15年4月からスタートしておりまして、平成15年度、平成16年度につきましては、既に報告し公表もしております。そしてこれはプランが先行いたしまして、その追い風で条例が被ってくる形になりますので、条例の中できちんとそれを明記を

したということでございますので、平成15年度はどう進んだ、平成16年度はどう進んだという 部分を審議会に報告をした後、既に公表をしておりますので、その部分について引き続きそれ を行なっていくという形になります。

委員長(福廣和美委員) それは分かるんですけど、今までね、この男女共同参画に関わらず基本計画どおりに進んだことがないのではないかという、そういう不安が私の胸の中に大いにあるもんですから、果たしてそうやって一年一年報告をすると明記して大丈夫なのかと、それがいろんな問題に繋がりやせんかと、逆を言うと他の施策が進まずにここだけ本当に進んでいくんだろうかという、そういう疑問があるんですよ、だから。

市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) その辺りで、いわゆる今議論をいただいております男女共同参画推進条例が実効性のある部分にしていくために、このプランとリンクをしていきながら、そして進めていくという形になっておりますのでですね、それは是非一年に一度今の状況については、報告すべきであろうというふうに思っておりますし、そういうことを条例の中にうたい込んでおるということでございます。

委員長(福廣和美委員) その点はよく理解はいたしますが、これに関係ないんですけども、他の計画についても是非そういうふうにしてほしいなというふうに思います。

今年次報告までいきましたけど、その他でありますか。 山路委員。

委員(山路一惠委員) 審議会の答申と見比べてみまして、市民の活動拠点というところが、条例案では削除になっていると、それで後ほど出てくる議案との絡みもありますけれども、市民の活動の拠点として、どこを考えていらっしゃるのか、その削除された理由も含めてお答えいただきたいと思います。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) この市民の活動拠点で答申の方では太宰府市女性センタールミナス に活動拠点を置くということでございました。これを県の方に紹介をいたしまして、県の方で は「働く婦人の家」という部分の目的外使用になるということになりましたので、そこの部分 につきましては、この男女参画推進条例の中に、それをおり込むことはアウトという話になり ましたので、それをするのであれば補助金の返還を求めるという部分までなっておりますの で、そういうことでここについては削除をしております。それで当分の間は拠点となります部 分は、私どもの方の市民生活部の人権・同和政策課の中にあるという形で考えております。

委員長(福廣和美委員) よろしいですか。

(山路委員「はい。」と答える)

委員長(福廣和美委員) 第15条まで質疑はありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 第15条まで第2章、質疑はありませんね。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは、引き続き第3章、太宰府市男女共同参画推進委員の設置に ついての補足説明をお願いします。

人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 第3章、太宰府市男女共同参画推進委員の設置で第16条のところですけど、ここにつきましては目的とか、組織とか、任期ということが書かれております。

この推進委員の設置にあたりましては、当初申し上げましたように一つとしては、本市の男 女共同参画審議会の答申を十分尊重し、推進委員を設置することにいたしました。また2番目 として、国の男女共同参画社会基本法第17条のところを見ていただきますと、苦情の処理等で 第17条という形で書いています。その一番下の2行目のところ、「被害者の救済を図るために 必要な措置を講じなければならない。」ということがうたってあります。それで、この第17条 に関して裏の方の参議院、衆議院の附帯決議がここにされております。この法案を成案するた めの附帯決議が付いておるわけなんですけど、参議院の方では、下から2番目のところに、 「苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブ ズパーソン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とする こと。」ということが附帯決議とされております。次いで衆議院の方でも一番下のところにア ンダーラインを引いておりますように、「男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が 欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある 制度の確立に努めること。」ということがうたわれています。このことを受けまして、市の内 部組織であります男女共同参画推進本部幹事会、推進会、推進本部会議で十分検討し、その結 果、市の施策措置に関する苦情処理や性差別等に関する人権侵害から、被害者を救済するため に執行機関の附属機関として推進委員の必要があるということで判断して、ここに設置してお ります。

この組織について第16条のところに、「市が実施する参画施策または男女共同参画の推進に 影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置ついての苦情を処理し、及び性別による差別的取 扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における 被害者の救済等を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき太宰府市男女共同 参画推進委員を置く。」ということでうたっています。

それで組織として、第17条、「推進委員の定数は3人以内とし、うち1人を代表推進委員とする。」、それで、第2項のところの2行目、「市長が委嘱する。」ということにしております。

任期につきましては、第18条のところに、「推進委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。」と。第3項のところに、「推進委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。」と。

責務のところに第19条、「推進委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ 適切にその職務を遂行しなければならない。」ということです。それから、第20条のところに 兼職の禁止。第21条のところに守秘義務をうたっております。それから、第22条のところに解 嘱をうたっています。それから、第23条に関係機関等の連携をうたっております。

以上が第3章のところまででございます。よろしくお願いします。

委員長(福廣和美委員) はい。

それでは第3章について、まず第16条について質疑はありませんか。 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 推進委員を置くとして、現在のところ所管をどこに置くように考えておられましょうか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) それはもちろん、人権・同和政策課の方に置きます。

(安部委員「はい。いいです。」と呼ぶ)

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 推進委員が3人の3年になっているわけですね。それで、非常勤の特別 職になっていますが、この方たちの出勤が週に何回、何日か、それから月に何日、年にどれく らい、それから、この人たちの報酬をどのように考えてあるのか、以上の点について。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 一応、この推進委員の出番といいますのが、後で出てまいりますけども、いわゆる苦情の申し出等々があった場合に、推進委員の出番があるわけでございます。だから固定的に定例的に月に何回寄っていただくとか、どうしていただくという話にはなっておりません。それから、報酬と費用弁償は他の推進委員。他の推進委員と言いますと、他の附属機関の推進委員、附属機関の委員、例えば総合計画推進委員でありますとか、先ほどから出ております男女共同参画推進委員の審議会の委員でありますとか、同等の報酬と費用弁償を考えております。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) じゃあ同等ということは、結局今2,200円ですかね。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡勉) 報酬が5,500円と費用弁償と。

(安部陽委員「えっ、報酬は5,500円。」と呼ぶ)

市民生活部長(関岡 勉) 報酬が5,500円ですね。費用弁償が市外が2,200円と思います。市内は1,600円だそうでございす。

委員長(福廣和美委員) それでは、第17条ありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) それでは、第18条についてはありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) なければ、第19条。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 第20条。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 第21条。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 第22条。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) 第23条。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) それでは、第3章を終わります。

続いて第4章、苦情及び救済の申出の処理について、補足説明をお願いします。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) この第4章の苦情及び救済の申出の処理につきましては、第 24条から始まるわけなんですけど、非常に文章では分かりづらいので、お手元に資料1と2と いう形で図表を示しておりますので、これをご覧いただきたいというふうに思います。

資料1のところですけど、この分については市に対する苦情の申出が第24条の第1項です。 それで、市に対しての救済の申出が、第24条の第2項になっておりますので、その苦情と救済 別々にありますけど、表としては一緒になっています。

まず市に対する第24条の第1項の苦情の申出からの説明を申し上げたいと思います。一番上に申出人と推進委員と太宰府市という形で、それぞれ分担しておりますけど、まず左側の市民、事業者等の苦情等の申出を推進委員に申し出ます。これが第24条第1項です。それで、第25条のところが、対象としない事項であるかどうかの確認をするわけですけど、これが対象としない事項であれば一番下のところに、「第25条各号に該当するとき又は申し出に理由がないとき」は却下の通知を第27条で送ることになります。それで、調査が必要であることであれば、調査の通知ということで第26条の第1項のところに、「必要な調査を行うものとする。」ということになります。調査の実施を第26条の第1項で下()の方に行ないます。それで、その下のところに、「調査の結果、市の施策等が男女共同参画の推進を阻害すると認めるとき」は右側、太宰府市の方に是正勧告を第28条の第1項に基づいて是正勧告を行ないます。同時に第28条の第3項に基づいて報告、どのような措置を講じたかの報告を期限を定めて求めることができるということになっています。それで、太宰府市長はその勧告、それから報告の求めを尊重しなければならないということが、第28条の第2項になっています。そして施策の是正を行なって、逆に報告で第28条の第3項に基づいて推進委員に行なうという形になり

ます。それで、推進委員は申出人に市に対しての報告内容、勧告内容、その内容を第28条の第 4項でするということになります。それから下の方の2番目 の「調査の結果」ですけど、制 度上の問題で施策の改善が困難だと認められるということで、第30条に基づいて第30条の第1 項ですね、「法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の正当な理由により、市の施策又 は措置を直ちに是正し、若しくは改善することが困難であると認めるときは」、国や県等に対 しまして、「制度改善のための意見を表明」を行なうというこになります。それで、こういう ことを行なって一番下のところですけど、第28条の第4項、あるいは先ほどの第30条の第2項 によるところの必要に応じて勧告内容、あるいは市からの報告内容、それから意見表明を一般 市民に対して公表するという形になります。それから、もう一つの市に対しては、申出人は第 24条の第2項のところに、「何人も」ということで書いてあります。何人も、人権侵害を受け たときは、これも第25条の各号に対象にしない事項であるかどうかを確認いたしまして、調査 の必要があれば太宰府市の方に第26条の第1項によって通知をすると。それで、第26条の第2 項については調査を拒んではならないというふうになっています。それで、調査の実施をする わけでございます。それで、その下ですけど、の結果、推進委員が調査の結果、人権侵害を 認めるときは、その時は申出人に左側のところ、第29条の第1項に、「助言その他の支援を行 い、」また今度は市長の方に、第29条の第1項によりまして救済勧告を行なう。それで、同時 に報告の求めを第29条の第3項によって行なうところでございます。それで、太宰府市はこれ を受けまして、勧告の尊重を第29条の第2項で行ないまして、人権侵害の排除、抑止と救済措 置を検討し、その内容を第29条の第3項によりまして報告をするという形になります。それ で、その報告の内容を今度は左側の申出人に勧告内容、市の報告内容を通知するということ で、第29条の第3項になります。それで、同じように一番下のところに必要に応じて勧告報告 を第29条の第3項によりまして、一般市民に推進委員が勧告報告を行なうというシステムにな っております。これが市に対しての苦情の申出、あるいは市が行なった人権侵害に対する救済 の申出に対するシステム、仕組みになっております。以上でございます。

それから、もう一つの資料の2をご覧いただきますと、これは第24条の第2項による市民又は事業所等からの人権侵害の救済の申出ということで、市以外の者による人権救済の申出の処理と言うことで、いわゆる私人間と言われるもので、例えば個人が個人から人権侵害を受けたとき、あるいは個人が事業者から人権侵害を受けた場合におけるその仕組みでございます。これも同じように申出人と推進委員と、右側は人権侵害を行なった市民又は事業者等、そしてその下の市長という形になっております。それで、一番左の「何人も」第24条第2項のところに、人権救済の申出を第24条の第2項によりまして推進委員にします。それで、推進委員は第25条各号に対象にしない事項であるかというのを確認し、一番下のところに、確認しない事項であれば、「該当するとき又は申し出に理由がないとき」は、却下通知を第27条で行ないます。それで、調査が必要であるということであれば、右側の方に調査の通知を第26条の第1項によって、「人権侵害を行った市民又は事業者等」に調査を行ないます。それで、調査の協力

を第26条の第3項によって、調査の協力に努めなければならないということになっています。 それに基づいて調査の実施をするわけでございます。それで、調査の結果、人権救済の必要が あると認めるときは、推進委員は申出人に救済のための助言その他の支援を、第31条の第1項 によって行ないます。そして今度は、推進委員は附属機関でありますので、直接には人権侵害 を行なった市民又は事業者等に対しては、その執行権がございませんので、その申出をするこ とができませんので、市長に対して調査の報告、改善等の要請を行なうということになってお ります。それを市長は第32条によって、「推進委員の当該求めを尊重しなければならない。」 ということになっています。それで、市長に対して申し出したことを、申出人に推進委員は調 査結果、市長への改善要請の通知を第31条の第2項によって行なうところでございます。それ で市長は、今度は人権侵害を行なった市民又は事業者等に改善の要請を第32条第1項によって 行います。それで改善がされないときは、推進委員は公表の求めを第31条の第3項によって行 ないます。それで、市長は公表をすることができるということで、第32条の第2項のところの 下の方に市民にできることなんですけど、その際に人権侵害を行なった市民又は事業者等に意 見を述べる機会を与えなければならないということになっております。それと最後に公表した 場合における公表内容を第32条第5項により、推進委員にその内容を報告するという形になっ ています。以上が私人間、いわゆる市以外のものの救済の申し出による処理でございます。

以上が第4章のところでございます。

委員長(福廣和美委員) はい。説明は終わりました。

質疑を行います。

第4章、苦情及び救済の申出の処理の第24条について質疑はありませんか。 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 資料2の方で、市民又は事業者等からの人権侵害の救済の申出の中で、 市民又は事業者等が調査協力をしなかった場合、まあ拒否する場合とかですね、その場合は、 即改善されないときは、公表を求め市長の方にということになるのでしょうか。どの程度努力 されるのか。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 調査のところの第26条の第3項ですね。78ページですけど、「市民の及び事業者等は、第1項に規定する調査に協力するよう努めなければならない。」ということですのでですね、強制権はございません。ただ協力はしてくださいということですね。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) だから調査権はあっても強制はできないわけですから、あくまでも相手が協力しなかった場合ですね、何とか督促して、もうこれは駄目だと推進委員さんが判断した場合に、市長の方にもうこれは公表するべきだというような意見具申するわけでしょ。そういうふうに考えてあるんでしょ。

(人権・同和政策課長「はい。」と言う)

委員(安部啓治委員) だからそのレベルですよね。

(人権・同和政策課長「はい。」と言う)

委員(安部啓治委員) それをちょっとどの程度かを。決まっていないですか。もう3ヵ月過ぎ たからそういうふうな手続きをするんだとか、何かその。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) はい。やっぱり調査ができない限りはですね、次に公表をするというところまではいかないだろうというふうに考えています。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) それならその場合はもううやむやで終わらせるんですか。極論かもしれんけど、何か対処方法を考えていないのですか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今出ています具体的な部分でございます。今ご指摘のような部分も 当然出てこようかと思います。その辺り出ましたら、3人の推進委員ができる予定でございま すので、3人の推進委員で十分合議をさせていただいて、そしてそういうようなものを含めた ところで、市長に意見を聞くなり何なりと手続きを取りながら、そういうものについての対処 の仕方をしていきたいというふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 当然もうこういうケースが多分にあると思うんですよね、だからその辺まで対処法を考えとってください。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。 山路委員。

委員(山路一惠委員) その申出を受けるのが先ほどの説明では市の職員だというふうなご説明がありましたけれども、やっぱり最初に相談を受ける人物というのは、ケースワーカーとかカウンセラーのそれなりの資格を持った人が受けるのが、やっぱり望ましいんじゃないかというふうに私は思っているのですが、新たに雇用する考えがない場合ですね、今いる職員の方に例えば資格を取ってもらうとか、特別な専門的な講習を受けていただくとか、そういうふうなことは考えていらっしゃいますか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 一応、推進委員にはそれなりのと言いますか、そうした識見を有する方と言いますか、そういう方にお願いするようにしておりますので、今お話が出ている部分については、推進委員に担っていただこうかというふうに思っています。それで、窓口の人権・同和政策課はどうかというのは、一応、そういうふうな文書の受取でありますとか、あるいはそういう部分の推進委員への通知でありますとか、そこの中でその内容について精査どう

だこだという部分は今のところ考えておりませんので、あくまで内容の精査等については、推 進委員の方でやっていただこうかというふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) よろしいですか。

山路委員。

委員(山路一惠委員) じゃあ職員は内容を聞かずにもうそのまま推進委員に回すということですか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 一応ですね、規則の中で申出の様式等々は決めたいというふうに思っております。様式がそろっているかどうか、あるいはどういう部分なのかという、推進委員が分かる、判断できるような部分までの、いわゆる様式のチェックあたりは、当然のことながら職員がやると思いますが、それから先は推進委員の方にお願いをしたいというふうに考えております。

委員長(福廣和美委員) いいですか。

(山路委員「はい。」と呼ぶ)

委員長(福廣和美委員) 今のところでね、その用紙を作成するのは誰がするのですか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 一応、申出人、申出人がこういうこういうことでということでです ね、書類を提出をします。書類をですね。受付けるところが人権・同和政策課の部分で、推進 委員が常駐しませんもんですから、そういう形で受取はしますが、例えばそういうふうなこう いうふうな申出のペーパーが出ましたら、その申出の部分で間違いなく記載されてあるかどう かというのを確認してですね、そしてこれをもってAという推進委員の方にお願いをするという形になって、それから先は推進委員の出番がありまして、その方に面接なり何なりしなが ら、その問題の解決に努力をしていただくという流れになるのではなかろうかというふうに思っております。この様式等については、規則の中で定めたいというふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) いわゆる最初の質問や相談を、電話とかそういった他の形で受けるケースも出てくると思うんですよ。そういった場合にその書式に書かなければ受付けてくれないのかどうか、要するにどういう書類を考えてあるかどうか分かりませんけども、結構書くのが苦手な人もいっぱいいるんですよ。自分の思いを伝えることが文章ではね、なかなかその文書と思いが違う部分というのが出てくるケースがあるんで、ただその受付けだけするんであればね、極端に言えばいらないんじゃないかと。何のためにいるのかと。かと言って電話でも受付けしますよと、推進委員さんはいつならいますよという形のね、そうじゃないとそこで相談を受けた上で、ただ推進委員さんにするというのであれば、二度手間になるよね。だから多分こういうことを相談される方は数多くの人にはしゃべりたくないと思うんですよ。市役所の職員にしゃべってまた同じことをまた推進委員にしゃべるんじゃ。それで、市の担当者から推進委員さんに伝わるときには、本当に相談者の思いが伝わるかどうかというのは分からんわけで

すよ。まあそれは今後の計画の中で考えていくんでしょうから。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今おっしゃられていることは、非常に大事なことだと思っております。それで一応、この苦情等の申出については一定のマニュアルを作成をいたしまして、できるだけダイレクトに推進委員さんと申出人さんとが、話をできる形の中で、事務局の方としては、あくまで事務局は裏方で調整の方に入りまして、そして進めていきたいというふうに思っています。そして申出書事態も簡単な申出書に、もう住所氏名を書くぐらいの形にしましてですね、あと丸を入れるような形の中で考えられれば、より簡単な申出書を考えたいというふうには思っております。まあいずれにしましても、いろんなケースが考えられると思いますので、この条例可決後に早速そうしたマニュアル等々含めた規則でございますけども、作成を図っていきながら、この条例がとおりましたら、来年の4月1日の実施に向けて、異論のない形で進めさせていただこうかというふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 第24条第2項に救済の申出ということが出ているわけですが、これは財政面、次の条項に裁判所やら何かかんか、そういうものが出てきておりますので、裁判費用等の救済の申出があった場合は、こういうものについてはやっぱり援助するんですかね。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) ここにあるのは、処理の対象としないものですから、裁判等になれば、推進委員の処理とは外れるということでございます。それで、裁判費用のどうのこうのではなくして、裁判になればそちらの方が優先するという形になります。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) いや、裁判に入ってその人が財政的に恵まれない方の場合、そういう救済も考えられるのかということを聞いているわけですよね。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 裁判になれば裁判の方が優先しますのでですね、推進委員が 入るということはできません。ですからその費用をみるとか、そういうものはもう発生しない という形になります。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) そういう財政面は考えていないということですね。

(人権・同和政策課長「はい。」と言う)

委員長(福廣和美委員) それさっきも質問出たよね、安部啓治委員から。

(安部啓治委員「推進委員のところではありませんから。」と呼ぶ)

委員長(福廣和美委員) 推進委員さんにお願いをして、判断をというか調査をしますよね。その結果裁判というふうになったときに財政面のそういった、別に市がお金を貸すわけじゃないでしょうけども、何らかの手助けというのは今の回答でいくとしませんということになるんで

すよね。

人権・同和政策課長。

- 人権・同和政策課長(津田秀司) はい。そのとおりです。裁判になればそちらの方が優先して きますからですね。
- 委員長(福廣和美委員) 優先というのはどういう意味かいな。よく分からん。ということはですね。

人権・同和政策課長。

- 人権・同和政策課長(津田秀司) この苦情処理制度とはですね、関係がないというか、この苦情処理のシステムではできないと。裁判の方でしていただくと。
- 委員長(福廣和美委員) いやだからこの苦情処理の中ではできないと言うんであればね、財政的に厳しい人がそうなったときには泣き寝入りと、何のために相談したか分からんやない。と 僕は思いますよ。

人権・同和政策課長。

- 人権・同和政策課長(津田秀司) 私どもが言うこの推進委員制度の費用は特に要りません。ですから。
- 委員長(福廣和美委員) もちろんですよ。

人権・同和政策課長。

- 人権・同和政策課長(津田秀司) もちろん要りませんしですね。いわゆる裁判するとこの推進 委員というのが、ちょっと裁判というのは費用とか期間がかかりますから、それの穴埋めとい うか、その隙間を埋めるという意味でこの推進委員を設置して、迅速に間便な方法という形で この推進委員制度をとっているということでございます。
- 委員長(福廣和美委員) どっちが後か先かということになるですよ。ですからそうならないケースもあると思うよね、別にこれ裁判するために推進委員に相談するわけじゃないんですから。しかし推進委員さんに相談、苦情をもって行ったといきには、先のことはどうなるのか分からんわけよね。それで逆を言うと、ここで簡単に済んでしまうようなことは、相談として上がってくるよりは、極端なことを言えばそういう法的措置までいく可能性は十分考えておかなければいかんよね。

(人権・同和政策課長「そうです。はい。」と答える)

委員長(福廣和美委員) そういうのがないんであれば、わざわざ推進委員なんかつくる必要性がないもん。そうなったときに財政的に厳しい人は、じゃあ裁判になりますよといった場合には、市としては、さっき言ったように別に穴埋めするとか手助けをするとかじゃなくて、何らかの措置も考えてやらないとできないんじゃないかという。だからそこから先は推進委員は関係ありませんよじゃ。もちろん関係ありませんよ。それは相談人と申出人の相手の裁判ですから、市は関係ないと言えばか関係ないんやけど、そうやって推進委員を置いてね、相談を受けた以上、そういったものも出てくるのではないでしょうかということなんやけどな。

委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 司法に訴えるということになればですね、この推進委員としてはもう権限外という形になりますからですね。ただ第23条のところに関係機関との連携ということでですね、「推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。」というふうになっていますのでですね、まあ相談を受けた時点でそういうふうな方向で、いろんな指導をしながらその人のためになるような方法をもっていかなければならないということになろうかと思います。

委員長(福廣和美委員) 力丸委員。

委員(力丸義行委員) そうじゃないんですよね。だからそうじゃなくて、推進委員に相談され、例えばそのケースが警察に行くケースもあるし、役所内部で当然片付けられる問題は片付けなければいけないと思うんですけど、最終的に司法の場の判断、いわゆる裁判を行わなければならないというふうになったときに、じゃあその裁判、費用かかりますよね、それで、その資金が、まあお金がないと、それで、そうしたときに、推進委員じゃなくして、市としてそういった方にどういう対応をされるのかと。それで、そういったことで裁判費用の貸付、補助、そういったことを市として考えられないのかというようなことを今我々言っているんですが。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) いわゆる先ほども、意見が出ておりますが、財政的なここの部分の援助の中の中身はどうなのかという部分をおっしゃってあるんだろうと思うんですよね。だからその辺りはですね、いわゆる今後の課題となってくると思いますね。こういうふうな例えば今出ていますような部分で裁判になるけども、いわゆるそれに伴う経費がない。そういう人たちは、じゃあどういうふうに市が対応するのかという部分でございますから、それはもうちょっとこの辺りはですね、市の部分でどうそれを対応していくのか、財政的な援助がどうなのかという部分も含めて、それはもう少しやっぱり検討すべき部分だろうというふうに思っております。

委員長(福廣和美委員) はい。それでは午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

~~~~~~~

再開 午後12時59分

委員長(福廣和美委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど出ておりました、訴訟等における費用の貸付とかそういったことに関してはですね、いわゆる我々委員会で豊中市を視察したときに、豊中市にはこういう訴訟等に関わる資金等の貸付に関する条例というのがあって、これで男女共同参画推進条例等にもこれが流用できるというふうになっているわけですね。それと男女共同参画苦情処理制度というのがありまして、いわゆる先ほどから申していますように解決しなかった場合、一定用件の基、訴訟等の資金を

貸し付けますと、貸付には審査がありますが、1件当たり最高50万円で無利子ですというような、その解決策の中にね、こういったものがその制度として現実にあると。そういった点から先ほどのような質問が出たというふうに思っておりますので、今後是非検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは引き続き、第24条までいったと思いますので、第25条について質疑はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 第26条についてありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 第27条についてありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 第28条についてありませんか。 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 第28条の「市長に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができる。」と、推進委員はですね。その条項があるわけですが、その推進委員が市長に対して勧告することができるということは、行政への介入の危険性がないかと思われるわけですが、その点どのような考え方をもってあるのか。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) ここの第28条の部分は、第5項でこの推進委員の合議制を要するようにしております。それで今お話が出ておりますように、市に係る苦情の申し出、あるいは市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市長に対してという形になっております。これがそうしたここのところが第三者機関でありますところの推進委員のいわゆる職責になってくるわけでございまして、そういうものに対して市長に対して是正又は改善の措置を講ずるように、さっき言いました合議制をもって勧告をすることができるいう制度を設けまして、そういうことを受けて後は市長がどういう形にするのかということでございますので、市の行政への介入という形にはならないという形に捉えております。

委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) これとの関連が前の第22条ですか、第22条で、いろいろと推進委員の解嘱という問題も出てくると思うんですよね。それであまりにもきついような要望と言うか、そういうものが出てくれば、それとの絡みもあるんじゃなかろうかと思われますけど、行政への介入への危険性がないと思われれば、私もそう感じませんけど、そういうふうに常に推進委員の方から絶えずああじゃこうじゃと言って、報告を何日まで求めなさいというようなことを言われると、ちょっと行政としても大変だなと思いましたので、その見解聞いたわけでございます。介入がなければいいです。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今の本来でありましたらですね、市の方はそういうふうな苦情の申し出だとか、あるいは施策に対して云々という形が、市独自で本来的にやるべき部分であるわけですね。それが、どうしても市の方では見えないところを推進委員のところから、こういうことはどうかという形の中での部分が出てまいりますので、その辺りは市は市として最大限の努力をすると。おそらく今の太宰府市ではこういうことはないだろうというふうには思ってはおりますけども、我々が届かないところについては、やっぱり推進委員の中からそういうふうな部分が出れば、是正勧告という形になりますものですから、先ほどから申しあげておりますような部分の中で、行政への介入にはあたらないのではないかと理解をしております。

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは第29条ありませんか。 安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 先ほど委員長から説明があったからそれで申し上げておきますけど、その他の支援を行いと必ずここにあるわけですよね。助言その他の支援と、その支援で私は考えておったもんですからね、一応委員長が言ったことを含めて検討願っとった方がいいんじゃなかろうかと思っておりますので、その点要望しておきます。

委員長(福廣和美委員) 他に第29条ありませんか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) なければ、第30条ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 第31条ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 第32条ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 第33条は第5章に入っておりますが、補足説明はありませんよね。 人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) はい。特にございません。ただ付則のところに、この条例は 平成18年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) それでは全体について質疑がありましたらお願いします。 岡部委員。

委員(岡部茂夫委員) この間付託の前のある議員の質問なり出ていましたけども、要するにこの推進委員というのは、議会の同意を得なくていいのかとかね、あったでしょ。確かにこれ見てますとね、第16条から32条までのいろいろなものは、スーパーマンと言うよりもウルトラマンじゃないとできんのじゃないかなと、それはもうあるときは、検事になり、判事になり、弁

護士になりみたいなね、そういう知識を駆使せんとおそらくこれできんし、しかも知識が豊富 だけでは、その人の人格の問題もあってね、思想・心情いろいろ考えたら、いるのかなという みたいな心配まであるわけですよ。しかもこれ3年間になっているでしょ。例えば国のあれの 中で、内閣府の男女共同参画会議があって、議員24人をもって構成する。これですら2年ぐら いになっているのに、3年もの任期でそういう知識も豊富で、なおかつ人格的に完璧みたいな 人が、この世の中におるのかなみたいなね、ただ知識が豊富でさえあればいいというようであ れば、それは私ももう30年ぐらい前ですけど、法律に関係して、こういう法律ではないですけ ど、2年半ぐらいテレビに毎週出ていましたけどね、これはもう私の場合は住宅関係やったか ら、建築基準法から今建築基準法でいるいる騒がれよるけど、宅地造成等規制法、あるいは民 法、宅建業法、いろんなことについて毎週金曜日にこう。それでもね、本当毎日毎日勉強して 間に合わないぐらい、ただこれは、その右とか左とかね、そういう人格とはあまり関係なくて、 詳しければいいわけですから、それでもよかったですけどね、しかもそれで私がもらいよった のが1分間で8,800円なんですよ。ここやったら費用弁償入れて7,000円ぐらいでしょ。しかも そんな人がおるとすれば奇跡かなと思うぐらいにあるんだけども、本当にそういう人材がおり ますかね。そういう心配もしているし、議会の同意云々の場合は、これは市長の専権事項だか らという話でね、これは農業委員なんかとはまた違うということは、認識はしていますけども、 やはりこれは大変なことだなというようなふうに思うんですけども、それは解嘱することがで きるとなっていっても、実際そういう人がおるのかなという心配でならんというか。だからそ の前提として、さっきどなたかが言われた例えば受付窓口的な人員配置の問題だとかですね。 あるいは年間の予算の問題とか、この間の豊中市なんかというのは、それは財政規模とか行政 規模が違うんでしょうけど、あるビルの5階と6階を買い取って、それでそこのランニングコ ストが年間7,000千万円で、4人専門家みたいなのを貼り付けて、それで1億円超すわけでし ょ。まあそういう真似はもちろんできんということは分かっているけれども、ただこういう条 例を作って、しかも予算的なことも含めて対応できるのかなという心配まで多少起こってくる んですよね。今さっきこれに直接は関係ないけど、市の職員の人とちょっと話しよったら今も う予算のあれでね、「なかもんば合わせようちゃおおじょしますたい。」と、「四苦八苦しよ ります。」と、「合わんとですよね。」みないなね。「昨年しっかりダイエットされて、それ に更にまたせろと言うたって、するところがないとですよね。」というみたいな話までさっき、 これとは直接関係ないけど、予算のことでありよったから、そういう心配もしたくないという か、もっとも相談件数とか分かりませんけどね、まったく。そういったことも含めた推進委員 というのは、おるのかなという言い方したらおかしいけど、確かに法律的な知識をもった人間 は弁護士でも何でもそれはおると思うんですよ。だけどこれにプラス、要するに思想・心情も 全て中立公平でないと裁けないという。これは本当に大変だなと思うけどですね、あんたが心 配せんでも誰かおるよと言ってしませばそれまでやけど、それぐらいやっぱり心配したくなる ようなこの第16条から第32条まででこれありますんでね、国は気安くと言ったらおかしいけど、 総務省なんか気安く各自治体ごとに作れなんて言っているけども、そんな簡単なものではない。 しかも国なんかは、あれも削るこれも削る。それで、三位一体の何のと言って、片方ではしと って、こんなのにも金がかからんならいいけど、この分についてそんなに国は出さんでしょう からね、別に。だからそういう心配があるんですけどね。そういう懸念はありませんか。部長 的な立場で考えて。

委員長(福廣和美委員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) まさに今ご指摘を受けていますように、この推進委員がこの条例の鍵を握っているわけでございます。その推進委員制度を置くことによって、いわゆる太宰府市の男女共同の参画の社会の更なる推進のために、やっていこうということでございます。その推進委員がどうなのかという部分は非常に私どもある意味でも心配でございます。それで、ただ一応そういうふうな制度を立ち上げて、そして、そういう方をやはり市長は委嘱をして、そういうことで進めていくという部分でこの条例の実効性が高められるわけでございますし、ひいては太宰府市におけるところの男女共同参画社会が、更に推進さられるというふうに理解をしておりますので、そういうふうなこの条例の趣旨に沿った社会的信望の厚い方を何とか探して、そして3名以内でスタートできるように最大限努力をさせていただこうと思っております。

委員長(福廣和美委員) 岡部委員。

委員(岡部茂夫委員) 大変だろうと思いますけど。

委員長(福廣和美委員) いいですか。

(岡部委員「はい。」と答える)

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。 力丸委員。

委員(力丸義行委員) 一言で言えば法の下の平等ということで、この男女共同参画推進条例を理解しているつもりなのですが、本市においては人権都市宣言がなされ、そして男女共同参画プランが平成15年度から始まったと。それで、来年の4月から条例化され、いよいよ男女共同参画を実現していくというような動き。そこまでは理解できるのですが、どうしても心配なのが市の主体性がどうしても感じられない。それはDV一つに取っても、もう十数年前から職員が当然ケースワーク的な関わりをやってきているわけですね。それで、いざ条例を提案するときに、個々のいろんな対応のマニュアルがマニュアル化されていない。実務的なですね。そういった状況でこの条例をスタートさせることによって本当に大丈夫なのだろうか。だからいろんな考えがあって、独立したというか推進委員を3名設けられますけど、大事なことは市の主体性だと思うんですよ。その辺がどうもまだ自分の中では感じ取れない。当然予算的な措置も要るでしょう。何よりもそういったまず市役所の内部の機構からそういった連携、総合行政と言いますか、そういったとこでの対応が一番ではなかろうかと、いきなり先ほどから話を聞いていましたら、相談があれば推進委員に直ぐ回すとか、そういうことではなくて、まずは役所の中で片付けられることは先に片付ける。そういたっことがどうしても対応がどうしてもできな

いと、限界があるのは分かりますから、そういったときにやはり推進委員さんという方に登場 いただいて、そういった実践的な条例が提案されるのかなと、そういうふうな期待をしておっ たんですけど。そういったとこが非常に私自身不安ですので、一応ここで申しあげておきます。

委員長(福廣和美委員) 回答は要りませんか。

(力丸委員「結構です。」と言う)

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

安部陽委員。

委員(安部 陽委員) 私は第7条が気になるわけですね。それで性別を理由とする差別的取り扱いをしてはならないという文言をですね、私なりに男女の個性と能力を発揮できる人権が尊重されなければならないというような文言になってくれば、かなりこの性差別というのが和らぐと言ったらおかしいですけど、そういうふうに考えておりますので、今後検討されるという場合では、こういうような性的な言葉をできるだけ和らげていただいて、男女共同参画ができるような社会づくりを目指してもらいたいと思っております。

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。いいですか。

(委員からの質疑なし。)

委員長(福廣和美委員) それではこれで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1 時18分

再開 午後 1 時29分

委員長(福廣和美委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

安部啓治委員。

- 委員(安部啓治委員) この条例についてはいろいろ質問や問題提起をしましたが、今後、市が 主体性をもって部内でも大いに検討研究され、より実効性の高いものになりますようお願いい たしまして、私の賛成討論といたします。
- 委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

山路委員。

委員(山路一惠委員) 私も賛成の立場から討論をいたします。推進委員の制度がこの条例に盛り込まれたということは非常に評価できると思います。この推進委員制度を設けることで、やはり行政や地域の問題点が浮き彫りになり、またそれを一つひとつ解決していくことで、スピードは緩やかであっても間違えなく男女平等参画社会を推進することができると私は考えておりますので、この条例案については賛成をします。

今日の質疑の中で、いくつか要望したい点等も出てまいりましたので、その点はまとめて最

終日の討論で申し上げたいと思っています。

それとあと今日の審議前に各委員さんのところに、私のところもそうですが、圧力ともとれるような電話が入っております。やはりこういうふうな圧力にやっぱり屈することなく、きちんと条例制定して、これからも市の方も運用をしていただきたい。このことを切に要望しておきたいと思います。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

(他委員からの討論「なし」)

委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第96号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午後 1 時31分

日程第2 議案第107号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について 委員長(福廣和美委員) 日程第2、議案第107号、「太宰府市女性センタールミナス条例の一 部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

人権・同和政策課長。

人権・同和政策課長(津田秀司) 議案第107号、「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明申しあげます。説明にあたりましては新旧対照表を見ていただきたいと思います。条例改正新旧対象表 の43ページにあたります。よございますでしょうか。

左側が現行の条例、右側が改正案のところでございます。それで、第1条の設置目的のところですけど、アンダーラインが引いてあるところですけど、「総合的に行うことを目的として」を、右側の「総合的に行い、もって男女共同参画社会の形成を図ることを目的として」というふうに改めます。また第3条の事業のところでございますけど、第1項第4号の次に、これもアンダーライン引いておりますけど、「男女共同参画社会の形成に関する事業」を追加するものであります。この二つにつきましては、今定例議会に男女共同参画推進条例を提案しているところであり、女性センタールミナスの設置目的及び事業の中に男女共同参画社会の形成に関する文言を加えることによって、更なる事業目的を発展させるためであります。

次に第3条の第5号中の改正前の「女性労働者及び勤労者家庭の主婦」を、右側の第6号のように「その他勤労者等の福祉を増進するために必要な事業」ということで改正しておりま

す。この改正の理由としましては、女性労働者及び勤労者家庭の主婦のみではなく、利用者は全ての女性を含んでおり、また男性も含んでいることから、勤労者等に改めるものでございます。

次に第9条のところをご覧いただきたいと思います。第9条の使用料のところでございますが、施設の使用料減免につきましては、6月、9月の議会全員協議会で説明しておりますが、市内の施設全てにわたって、障害者、小中学生等を除いては、原則的に減免廃止ということで改正を行なうものであります。なお、実施日は来年1月1日からの施行となります。このことから、女性センタールミナスについても、使用料の減免改正を行なうものでございます。新旧対照表をご覧いただきますと、第9条のところを、「ただし、市長が特に規則で定めたものについては、これを減免する。」を、右側の改正案のとおり、「市長が特に必要と認めたものについては、これを減免する。」ということで改正するものであります。この条例中、左側の「市長が特に規則で定めたもの」ということで、例規集をお持ちになっておられますですかね。

(「もってきていません。」と呼ぶ者あり)

人権・同和政策課長(津田秀司) ないですね。この規則で定めたものということで、第6条で上げているものは(1)に「市又は教育委員会が、行政上の必要により、使用するときは全額減免する。」それから第2号に、「市又は教育委員会が、主催若しくは共催行事に使用するときは、全額免除する。」それから第3号のところ、「全各号に定めるものの他、特別の理由があると認めるときは、全額免除又は半額とする。」ということで、この規則の減免規定が今回の減免廃止によりまして、いずれも認められなくなったことから、規則で定める必要がなくなったことから、削除するものであります。ただし、第3号の特別の理由があると認められるとこの文言につきましては、今後も想定され、またあるやもしれませんので、他の施設と同様に条例第9条、「市長が特に必要と認めたもの」という文言は残しておくようにしております。

以上の改正でございますので、よろしくご審議願いたいと思います。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行ないます。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第107号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時37分

委員長(福廣和美委員) それではここで午後1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1 時38分

再開 午後 1 時50分

委員長(福廣和美委員) それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3 議案第67号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

委員長(福廣和美委員) 日程第3、議案第108号、「平成17年度太宰府市一般会計補正予算 (第4号)について」を議題とします。

当委員会所管分の審査を行います。

おはかりします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行い、歳出の審査の中で歳入を同時に説明 した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、こ れにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては歳入 を同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いします。

それでは、補正予算書20ページから23ページの2款、総務費、4項、戸籍住民基本台帳費について、執行部の補足説明を求めます。

市民課長。

市民課長(藤 幸二郎) それでは市民課算定分の2款4項1目、2目について、ご説明申しあ げます。

1目の右の方住民基本台帳関係費でございますが、これは住基端末のセキュリティーシステム充実強化のために、当該接続市町村において同時実施されるというものでございまして、事業費としては135千円でございますが、国の補助事業でございまして、諸収入、19ページに総務費雑入ということで、136千円を計上いたしております。以上が3細々目13節の委託料の補正でございます。

下の欄の住居表示関係費でございますが、これは平成19年実施予定の第15次の佐野地区の住居表示事業に係ります地元の協議が大方整いまして、来年1月に9月の議会議決に向けての審議会を開催するという段取りでになっております。これにかかります委員さんへの報酬、費用弁償を計上させていただくものでございます。

以上、当初予算に比べまして補正する必要が発生いたしましたので、ご提案申し上げるしだいでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 委員長(福廣和美委員) 今の住居表示の件ですが、今言われたかどうか聞いていなかったら申 し訳ありませんが、審議会は何回ぐらい開催される予定でしょうか。
- 市民課長(藤 幸二郎) 通常2回実施するところでございますが、平成16年7月28日に開催いたしまして、地元の協議がちょっと遅延いたしました。事業全体が佐野土地区画整理事業と平行してやるというようなことから、若干実施時期をずらした段階で、2回目を平成18年1月ということで開催する予定でございます。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) なければ次に、22ページから25ページの3款、民生費、1項、社会福 社費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(新納照文) まず、9節の民生委員等の関係費の旅費でございますけども、民生委員指導員は合計61名おられます。そういうことで、市の方から生活指導員として委嘱をしております。これは市長委嘱でございますけども、その指導員の委員会におきまして、費用弁償を今回追加計上させていただいております。理由といたしましては、平成17年度の当初予算編成時におきまして、費用弁償につきましては一律1,100円で予算計上をいたしております。それでそれ以降、議員の皆様方の意見を聞きながら、1,600円に改めまして執行しているところでございますけども、当分の間はこの1,100円の中で、できるだけ執行していくというような形で考えておりましたけども、何せ回数の定例会というのがございまして、必ずこれは行政としても開いていただけなければならないということから、月1回の定例会がございます。それを考えまして、差額がそれぞれ1,100円と1,600円ですので、500円1回当たりの差が出てまいります。それを延べで直しますと、604人の費用弁償が必要になってまいりますので、今回その604人の費用弁償に対します差額の500円を掛けました数字が302千円でございます。したがいまして、回数等一切変更等はございませんけども、その費用弁償の当初の計上のあり方によって今回の補正が生じたわけでございます。

どうぞよろしくご審議いただきますようにお願いします。

委員長(福廣和美委員) それでは2目。すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長(有岡輝二) 3款1項2目老人福祉費の各節について説明いたします。

まず、在宅老人対策費でございますが、23節の償還金、利子及び割引料でございます。これはこの補助事業が4つほどありますけれども、在宅老人福祉事業国庫補助金。これが精算時点での超過が出ましたので、2,378千円の返還金でございます。

それから、敬老会関係費、これも執行済みでございまして、負担金、補助金及び交付金が 612千円、その内敬老祝金として430千円、敬老会費として182千円減額でございます。

それから次の高齢化対策費でございますが、介護保険低所得者利用者負担特別対策事業助成金としまして493千円。これは大体5人ほど予定しておりますけれども、これは歳入の関係がありますので、17ページの15款2項1目の民生費県補助金の中に、17ページにございます介護保険低所得者利用者負担対策費補助金、率は4分の3でございます。370千円が県費補助として入っております。

それから同じく23節の償還金、利子及び割引料でございますが、これは今申しました助成金の平成16年度分における精算時点での返還金でございまして、275千円でございます。

それから次の特別会計関係費につきましては、一般会計から特別会計への繰出金としまして、1,656千円ほど減額補正になります。これは事務費が少なくなったものでございます。 以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 続いて4目、5目。福祉課長。

福祉課長(新納照文) まず、身体障害者福祉費でございますけども、その扶助費、20節でございます。特別障害者手当等の関係費でございますが、これは対象者減ということが生じました。近年こういう現象はなかったんですけども、今年度に限りまして特に減数が目立ちました。現在のところ延べ人数といたしましては727人。これは毎月一人づつの延べ人数でございますけども、当初は828人おられましたけども、自然の減少が生じまして、2,400千円の減額ということになりました。

収入に関しましても、これは国庫補助で4分の3ございますので、13ページをご覧いただきますと、13ページの14款でございますが、その中の1節に計上しておりますとおり、特別障害者手当等負担金が1,800千円減ということで、歳入減もあわせて生じております。

続きまして、身体障害者在宅福祉関係費でございますけども、この分につきましては、例年この時期になりますと必ず補正が生じているように利用者がかなり増えてまいりました。そういうことから、このホームヘルプ事業に関しましても、かなりの増があります。これは全国的な傾向でございますけども、本市としても例外ではありません。特に身体障害者の居宅介護につきましては、当初は42人で計画をいたしておりましたけども、もう既に46名の方がこれを利用をするようになっております。差し引き4名の増でありますけども、何せ単価がかなりの高額でございますので、この分の費用が増として跳ね返ってまいります。その他児童におけますホームヘルプ事業につきましても、6人から14人という形で、これも8名の増ということになっております。その他にも難病のホームヘルプ事業等もございますけども、それぞれを計算い

たしまして、3月末までどうしても必要な金額ということを差し引きいたしましたところ、7,495千円の補正をさせていただこうというものでございます。

これに伴います歳入の方も発生してまいりまして、国が2分の1、県が4分の1ということで、補助金をきただくようになります。補助金につきましては、まず15ページをご覧いただきたいと思います。15ページにつきましては、14款の一番上にございます。先ほどの上の段でございますけども、身体障害者等ホームヘルプサービス事業費補助金といたしまして、国の2分の1の分、3,747千円が入ってくる予定になります。それから県の方の4分の1の負担につきましては、17ページをご覧いただきたいと思います。17ページの15款1節でございますでども、上から2番目にございますホームヘルプ事業の補助金でございますが、4分の1といたしまして、1.873千円の収入でございます。

それから次によろしいでしょうか。

## 委員長(福廣和美委員) はい。

福祉課長(新納照文) 次の知的障害者施設支援関係費でございますけども、この部分につきましても、まったく先ほどと同じように利用者が増えております。この件で今回8,000千円の補正をさせていただくものでございます。まず、この増えた原因といたしませては、これが特に自然増としか言いようがございません。今まで利用されていたなかった方々が、新たに利用を開始したというようなところから、増額が発生しております。特に申し上げますと、今までサービスを受けておられた方につきましてもですね、非常に状態があまりよくなくなってきておりまして、月々の支給料が増えております。この増えるパーセンテージの109%というところで、認めざるを得ないというような状態が発生しております。その他いろんな形でディ・サービスとかそういうものがございますけども、そちらに行かれた方が改めてディ・サービスをやめましてですね、ホームヘルプを利用するようになったりとか、そういう内部移動がございました。その分に対しまして、これを3月末までの計算いたしますと、8,000千円の金額が必要になってまいります。

また、これに伴いましては、国の方からの2分の1の補助をいただくようになっております。この2分の1の補助につきましては、13ページにかかげておりますけども、14款、一番上の分ですが、2分の1の4,000千円が国の方からの補助金として入ってまいる予定でございます

その他もう一つ下にございます知的障害者在宅福祉関係費でございますが、これは新たに5年に一度でございますけども、知的障害児、あるいは知的障害者の基礎調査を行うようになります。それで今年度がその当たり年でございまして、国の方からの指示がございまして、これを実施するということになります。調査区につきましては、太宰府市では3調査区でございまして、県の補助金ということで下りてまいりますが、1調査区につき1万円の補助が入ってまいります。これは17ページをご覧いただくとお分かりになると思いますが、今のページの一番下の15款でございます。そこに3万円の収入が上がっております。100%補助ということにな

りますが、再度23ページに戻っていただきますと、この3調査区におきましては、約380件の対象がございます。そこをずっと回りながら地図を書いたりですね。あるいはその知的障害者の方がおられるかおられないか、おられた場合はどういう状態であるかということを聞き取りをしながら、調査するものでございます。それに対する事務費的な消耗品費として30千円を計上してさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 次に24、25ページの8目と9目。国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) まず、8目の重度心身障害者医療対策費、及び9目の母子家庭等医療対策費でございますが、これは雑入の発生によります財源の組み替えになっております。

まず、重度心身障害者医療対策費の財源のところのその他23,606千円。これは雑入の19ページの諸収入の雑入の民生費雑入32,286千円。この内障害者の高額医療費の雑入が19,530千円。それと障害者の医療費の県補助金の追加交付が4,076千円入っておりまして、これを合わせて23,606千円入ってまいりましたので、財源の組み替えとして県支出金の9,765千円を財源として戻しております。

それから、母子家庭等医療対策費につきましては、2,405千円は、同じく雑入の中に母子家庭の高額医療費としまして、2,405千円入っておりますので、負担割合にあわせましてやはり県の支出金を1,203千円財源を戻しております。それで、これにつきましては、17ページをお願いします。17ページの15款、県支出金の民生費県補助金。この中に社会福祉費補助金の中の1行目、重度心身障害者医療費補助金。これは高額医療費が戻ってきたために、県にお返しすることになりますので、その負担割合半額分の9,765千円を戻しております。それから及び母子家庭医療費につきましても、県負担分の1,203千円を減額補正して返還することになっております。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

今説明がありました8目、9目について、質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 次に、3款民生費、2項、児童福祉費について、1目、児童福祉総務 費から順に執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 児童福祉総務費の重度心身障害児看護料でございますけれども、これは今後の見込みを補正したものでございまして、161千円の増額ということでございます。

続いてよろしいですか。

委員長(福廣和美委員) はい、どうぞ。

子育て支援課長(和田敏信) 児童措置費の児童手当でございますが、これも今後の見込みを精査したものでございまして、965千円の減額というふうになります。中身はそこに書いておりますように5つの手当がございますけれども、おのおのの状況を見まして減額というふうにさせていただくところでございます。

あわせて、歳入の方をご説明いたします。13ページです。14款、国庫支出金のところでございますが、国庫負担金の3節から7節まで、それぞれの内容についておのおのの負担割合によりましてここを減額補正というふうにさせていただくところでございます。

続きまして、県費の方でございますが15ページでございます。15款 1 項の一番下の方ですね。下から 2 番目からになりますけれども、被用者児童手当負担金から続きまして17ページになりますけれども、5 節まで、これもおのおのの負担割合におきまして増額と減額をさせていただくところでございます。

25ページの歳出に戻らせていただきますけれども、母子生活支援施設関係費でございます。 扶助費で、母子生活支援施設入所措置費を計上しておりましたものが、途中退所もございましたので、今後の見込みを精査いたしまして、5,339千円の減額をさせていただきます。

これも歳入がございます。13ページでございます。14款 1 項の 1 目の 2 節ですね、母子生活 支援施設入所措置費負担金関係で、2,669千円の減額。県費の関係がございますので、15ペー ジでございます。一番下から三つ目の行になりますけれども、母子生活支援施設入所措置費負 担金で1,334千円の減額というふうに計上させていただきます。

続いてよろしいですか。

委員長(福廣和美委員) はい。

子育て支援課長(和田敏信) 続いて、歳出25ページに戻らせていただきます。市立保育所管理 運営費でございます。賃金でございます。これは保育士の関係でございまして、職員の産休、 育休等による臨時職員の増というのがございましたのと、今後の見込みを精査いたしまして 1,730千円の増額をお願いするものです。

続きまして、賄材料費でございますが、これは今後の見込みを精査いたしまして1,300千円 減額するものでございます。

続きまして、施設管理委託料でございますが、これは清掃委託料の入札によります入札減ということで、142千円の減額でございます。

19節の保育所民営化引継補助金でございますが、これは都府楼保育所を来年4月1日に移譲いたします。それで、1月から3月を移行期間というふうにいたしまして、引継ぎます社会福祉法人が配属する予定の保育士を各クラスに1名程度配置をいたしまして、保育内容の引継ぎを十分に行う必要があるということからでございますが、更にはやはり子どもへの精神面の影響を最小限にするためにこの補助金をほうじるものです。実際法人としては、保育所の運営

費、それからその補助金だけで運営しているということでございまして、移譲に関わる経費に関しましては、財源の確保というのが困難なことから、その手立てを講じるものでございまして、市の臨時職員の賃金の日額を基に算定いたしまして、1,452千円の増額をお願いするものです。この引継ぎにつきましては、平成16年の6月30日に太宰府市立保育所民営化に関わる法人選考基準の中に移行期間、引継ぎ期間として2ヶ月程度設けることというふうにしておりましたことから、その中身に添ったところで今回お願いするものでございます。

それから、私立保育所関係費でございます。これは償還金返還金ということで、昨年度の保育所運営費国庫負担金精算返還金が186千円。それから特別保育事業費等補助金精算返還金が57千円生じるということで計上させていただいております。

続きまして、乳幼児健康支援一時預かり事業関係費でございますが、これは9月にまつもと小児科医院に委託して開設をいたしました。通所病後児保育と一体しておりますけれども、この開設の月から来年の3月までの通常の委託料。それから開設に関わります事務備品等の経費を差し引きました893千円を減額するものでございます。

これ歳入がございますので、15ページをお開きください。14款2項1目の2節になりますけれども、民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金とちょっと長い名称になりますが、これが今言います事業の正式な名称になっておりまして、これが次世代育成支援対策関係がほとんど交付金化されたということから、減額するものでございます。3,335千円の減額でございます。

それから、県費の関係でございますけれども、次の17ページ、15款2項1目の同じ名称の民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金の関係、これが1,667千円減額をいたすものでございます。

それから、歳出の方に戻らせていただきますが、27ページでございます。よろしゅうござい ますか。

委員長(福廣和美委員) はい。

子育て支援課長(和田敏信) その他の諸費で、保育所保護者学習会補助金、200千円の減額にしておりますけれども、この中身は、各保育所に100千円の補助金を出しておりますけれども、おおざの保育園におきましては、まだ保護者会が設立できなかったために、おおざの保育園分が100千円。それから解放同盟筑紫地区協議会に200千円で予算化しておりましたけれども、今年度100千円ということで確定をいたしました関係で、100千円の減額。合わせて200千円をここで減額するものでございます。

それから6目よろしいでしょうか。

委員長(福廣和美委員) 国保年金課からの説明の後にもう一度お願いします。

子育て支援課長(和田敏信) はい。

委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 5目の乳幼児医療費を説明させていただきます。県補助金の追加交

付が732千円ありました関係の財源組み替えになっております。収入につきましては19ページ の雑入、民生費雑入の中に732千円を計上させていただいております。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 続きまして6目をお願いします。

子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 家庭児童対策費で子育て支援事業関係費ということで、工事、営繕工事というふうに計上させていただいております。これは都府楼保育所を来年4月1日に移譲するということで、保育士の関係が実際ございますけれども、今から先在宅児童、それから親への支援事業等を、それから虐待予防とか、そういうものにつながります家庭訪問事業、それから相談事業をあわせて展開していきたいというふうに考えておりまして、これらの事業を行うに当たりまして、保育士のいる拠点といたしまして、いきいき情報センターの2階談話ホール。ちょうど保健センターから上がって直ぐの所になりますけれども、そこを間引きさせていただきまして、仮称ですけれど、子育て支援センターを設置するもので、その工事費として1,451千円を計上するものでございます。なお現在子育て支援課横に開設しておりますファミリー・サポート・センターも同じ場所に移設して一体となって子育て支援に当たっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 乳幼児健康支援一時預かり事業の関係ですけども、これを設けられてで すね、利用状況分かりますかね。

委員長(福廣和美委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 事前登録をできるだけお願いしておりまして、11月末での登録者数64人でございまして、実際今までに入って入所としておりますけれど、入所児童数は19人でございます。当初はまだ時期的なものとかもございまして、病気の子というのがそう多くなかったということもございますが、今はやはり風邪とかインフルエンザの関係で、人数的には増えているというふうな状況でございます。

委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) こういう事業がですね、PRと言うか、どういう方法で周知されているのか、ちょっと教えてください。

委員長(福廣和美委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 一つには、各学校、それから幼稚園、保育園、学童保育所という 所にチラシとかもって行きましてですね、これを一度のみならずもっていきまして、説明もさ せていただいているところでございます。それから各公共施設にもチラシ書き等を置かせてい ただいて周知をさせていただいております。

委員長(福廣和美委員) 他に質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは、次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費について、3目から順に執行部の補足説明を求めます。

保健センター所長。

保健センター所長(木村 努) 3目の母子保健費の中の1細々目、乳幼児健康診査関係費でございますが、これは平成16年度の母子保健事業の国と県との負担金の精算返還金でございまして、それのおのおのの24千円づつでございます。

それから4目老人保健費の4細々目、健康診査関係費でございます。これも同じく平成16年 度の保険事業県負担金の精算返還金の510千円でございます。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 4目老人保健費の5細々目、特別会計関係費の老人保健特別会計繰出金でございますが、老人医療費の増額補正に対する一般会計からの繰出金になっております。

補正額の財源内訳の国庫支出金582千円につきましては、歳入の15ページをお願いします。 14款国庫支出金、民生費国庫支出金の社会福祉費補助金の老人医療費適正化推進費補助金、こ の582千円を交付決定額の増額によりまして、計上させていただいております。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 次に、2項、清掃費について、執行部の補足説明を求めます。 環境課長。

環境課長(武藤三郎) し尿処理関係費、負担金、補助金及び交付金、両筑衛生施設組合の負担金の額が決定いたしましたので、8.646千円を減額します。

それから、北谷、内山地区の合併処理浄化槽設置整備事業補助金、これにつきましては、北谷区から2基の増設申請がございましたので、それによりますところの追加申請をいたしておりますことの増額で、822千円増額しております。

なお、この事業につきましては、国庫支出金3分の1、県支出金3分の1が全てありますので、歳人の14款ですかね、2項3目の中で、国庫支出金274千円。

それから17ページにおきましては、県支出金15款2項2目に274千円の歳入として上げさせていただいております。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 次に、28、29ページの3項、上下水道費について、執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長(武藤三郎) 上下水道施設費、繰出金、これは山神水道企業団の繰出金の額が決定いたしましたことから、1,824千円の減額補正をさせていただいております。

以上でございす。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 次に、34、35ページをお開きください。

10款、教育費、4項、幼稚園費について、執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 幼稚園就園奨励費補助金でございます。それで、ここ数年毎年対象者が増加しておりましたけれども、本年度の対処者数が見込みよりも減りましたことから、 精査いたしまして、7,751千円を減額するものでございます。

あわせて歳入をご説明いたします。15ページでございます。14款2項4目の3節、幼稚園費補助金でございますが、2,119千円の減額ということでございます。国庫補助の負担割合が3分の1ということでございますので、その割合で減額するものでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 以上で歳出を終わります。

次に、歳入に入りますが、先ほど歳出の審査で、担当課長から説明がありました部分については省略いたしますが、歳出に関連していない部分がありますので、その部分について説明を求めたいと思います。

18、19ページをお開きください。20款、諸収入、5項、雑入、民生費雑入の32,286千円の増額補正が提案されています。その内、先ほど歳出の3款、1項、8目で23,606千円、9目で2,405千円、2項、5目で732千円についての説明は受けましたが、歳出に関連していない部分が5,543千円ありますので、このことについて、執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(新納照文) まず、福祉課分といたしまして2つございます。まず1点目につきまし

ては、知的障害者施設支援費負担金精算交付金でございます。これが1,678千円。そしてもう一つが身体障害者保護費国庫負担金精算交付金、この分が1,702千円。どちらとも平成16年度分の精算交付金でございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 平成16年度の保育所運営費県負担金精算交付金ということで、 349千円を計上させていただいております。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 続いて、すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長(有岡輝二) 平成16年度の分の老人保護措置費国庫負担金精算交付金としまして1,815千円、追加交付が予定されております。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 歳入について、他に説明はありますか。 子育て支援課長。

委員長(福廣和美委員) まだ残っていました。

子育て支援課長(和田敏信) 14款がまだ残っております。

15ページでございます。15ページの上から二つ目の節で児童福祉費補助金からずっとございます。

委員長(福廣和美委員) はい、お願いします。

子育て支援課長(和田敏信) 先ほど、次世代育成支援対策関係については、交付金化されましたというふうに言いましたけれども、その関連で今からご説明をいたします。

まず、仕事と家庭両立支援特別事業補助金ということで、これ通称ファミリー・サポート・センターのことなんですけれども、これが交付金化されましたので、1,661千円の減額でございます。

それから、この県費の関係ございます。17ページでございますが、15款2項1目の2節の真ん中辺りに仕事と家庭両立支援特別事業補助ということで、831千円の減額でございます。

それから15ページにまた戻らせていただきますけども、14款2項1目2節、次世代育成支援対策(ソフト)交付金(定額)というふうに書いておりますが、これが11月に内示がございまして、その金額をここに計上させていただいたところでございます。実際の決定というのは来年に入ってということになりますけれども、内示額ということでここに計上させていただきました。

それから、17ページの同じく児童福祉費補助金の関係でございますが、ここに家庭支援推進保育事業補助金、2,619千円の減額ですね。それと特別保育事業費等補助金、34,865千円の減額、それから、子育て支援短期利用事業費補助金、これショート・スティとかそういうものでございますが、44千円の減額。これも同じように交付金化されました関係で、ここで減額する

ものでございます。ただ、2番目にあります特別保育事業費等補助金につきましては、一部が 一番下にあります保育対策等促進事業費補助金ということで一部残っておりますので、ここは 補助金ということで、8,992千円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 他に歳入で残っている部分ないですね。

(その他、執行部からの説明なし。)

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 次に、2ページをお開きください。

第3表「債務負担行為補正」追加の「両筑衛生施設組合し尿処理施設整備事業債負担金」に ついて、執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長(武藤三郎) 両筑衛生施設組合し尿処理施設整備事業債負担金。これにつきましては 追加補正ということで、両筑衛生施設組合の整備事業債負担金として、期間が平成18年度から 平成36年度、限度額が7,011千円を追加補正として上げさせていただいております。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

委員(山路一惠委員) 私立保育所管理運営費のところで、保育所民営化引継補助金が今回補正で上がっております。民営化には反対してきました。だからと言って今回の補正予算に反対するわけではありませんけれども、やはり子どもたちや保護者の気持ちに十分配慮して、その慣らし保育をスムーズに移行させていただくように要望して、補正予算については賛成いたします。

委員長(福廣和美委員) 他に討論ありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願い ます。

(全員挙手)

委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第108号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきもの と決定しました。

> 原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時35分 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

委員長(福廣和美委員) それでは、ここで2時50分まで休憩します。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

休憩 午後2時36分

~~~~~~~

再開 午後2時49分

委員長(福廣和美委員) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4 議案第109号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について

委員長(福廣和美委員) 日程第4、議案第109号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書40ページから53ページにおける主な内容について、執行部の補足説明 を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 今回の補正予算では、288,227千円の増額補正をお願いしておりま す。説明につきましては、歳出、その後歳入ということで進めさせていただきたいと思いま す。

まず、48ページの歳出からまいります。1款、総務費、徴収関係費、 173千円。これは臨 時職員の勤務時間短縮に伴いまして社会保険の適応除外となったために、共済費を減額補正さ せていただいております。

次に2款、保険給付費ですが、この後の保険給付費は全て給付増に伴う増額補正となってお ります。まず、一般被保険者療養費、これは172,513千円。退職被保険者等療養給付費、54,48 7千円。一般被保険者療養費、5,469千円。退職被保険者等療養費、3,848千円。となっており ます。

次に高額療養費ですが、一般保険者高額療養費が21,939千円。退職被保険者等高額療養費、 9,582千円。

それと、葬祭費が50件分ほど増額しておりまして、2,000千円の増額補正となっております。

3款の老人保健拠出金、4款の介護納付金、5款の共同事業拠出金につきましては、全て上部団体からの決定通知書に伴う補正となっております。まず、老人保健拠出金は、545千円の増額。老人保健事務費拠出金、5千円の増額。介護納付金は、1,225千円の減額。共同事業拠出金は、103千円の減額となっております。

最後に9款、償還金ですが、これは療養給付の国庫負担金が精算によりまして、19,340千円 を国の方に返還するようになっております。

以上歳出合計で、288,227千円の増額補正となっております。

次に歳入でございます。46ページをお願いいたします。療養給付費の増額に伴いまして、それぞれの負担割合で計上しておりますが、まず、1項の国庫負担金、療養給付費等負担金ですが、まず、説明の欄ですけど、給付費は37,798千円の増額となっております。次の老人医療拠出金と介護納付金負担金。これはそれぞれマイナスの補正となっておりますが、これは三位一体の改革に伴いまして、負担割合が5%国から県へ一部移行しているために、県の負担金が減額ということになっております。

3款の療養給付費交付金。これは社会保険の支払基金の方から交付されるものですが、医療費の増加に伴いまして、交付金が140,762千円増額となっております。

過年度分の追加交付として、14,528千円となっております。

4款の県支出金ですが、当初では具体的な内容が把握できておりませんでしたので、今回の補正で組み替えをさせていただいております。まず、1節の県の定率交付金、これが126,252千円となっております。2節の県財政健全化交付金、これが39,869千円となっております。

6款の財産収入。これは出資金の返還金ですが、国民健康保険の団体連合会に出資をしておりまして、これは融資資金の基金をもっておりました。この基金が廃止されたために、191千円出資金が戻っております。

8 款の繰越金でございますが、療養給付費交付金繰越金、これは先ほど歳入でありました国にもらい過ぎていた補助金を返還するために、特定財源として計上しております。この17,874千円は、平成16年度から平成17年度の差引収支、繰越金をここに改めて、返還金に充当するために名称を付けて計上させていただいております。そのため、その他繰越金で当初に予定で繰越金を計上しておりました36,343千円は、ここで0円に戻させていただいております。そして17,875千円、確定した繰越金を新たに繰越金の名目で予算計上させていただいております。

以上でトータル288,227千円の歳入補正となっております。 以上です。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第109号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時55分

日程第5 議案第110号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について 委員長(福廣和美委員) 日程第5、議案第110号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正 予算(第2号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書54ページから63ページにおける主な内容について執行部の補足説明を 求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 今回の補正では670,489千円の増額補正をお願いしております。まず、歳出の方から説明いたします。62ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、 庶務関係費で第三者求償事務委託料として、489千円を予算計上しております。これは国保連 合会の方に交通事故などによる第三者傷害については、保険の方から医療費を払い戻してもら えるということで、その辺の事務委託をしておりまして、そういう求償の件数が増えたため に、手数料委託料をここで増額をさせていただいております。

2款の医療諸費ですが、この補正額670,000千円という大きな金額となっておりますけども、これは実際の医療費が昨年に比べて伸びているというよりは、当初予算に対して決算見込みが、予算額に対して670,000千円不足が見込まれるということで計上しております。実際の医療費につきましては、平成16年度と平成17年度は、人数は減っておりますけども、そんなに急激に伸びている事実はございません。

次に歳入の方にいきます。医療費の歳出に伴う負担割合で、それぞれ歳入を計上しております。まず、支払基金からの医療費交付金、補正額が366,818千円。審査支払手数料交付金が、1,277千円。それから、2款の国庫負担金が、188,978千円。県支出金が、47,244千円。一般会

計からの繰入金が47,254千円。繰越金が、4,248千円。そしてこれが第三者納付金として、 14,670千円。交通事故等による医療費給付納付金で収入となっております。

以上です。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

(全員挙手)

委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第110号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後2時58分

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

日程第6 議案第111号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて

委員長(福廣和美委員) 日程第6、議案第111号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計 補正予算(第3号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書64ページから73ページにおける主な内容について執行部の補足説明を 求めます。

すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長(有岡輝二) それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出の方、72、73ページからお願いしたいと思います。

1款1項1目の一般管理費の13節委託料でございますが、これは9月で補正させていだだきました予算を、実際に介護保険システム改修委託料ということでございました15,120千円、この中から実際に執行いたしましたところ、この2,730千円が減額補正となるものでございます。

それから、次の14節の使用料及び賃借料でございますが、これは歳入の方にも関連してきますけれども、71ページ。2款2項4目の介護保険事業費補助金ということで、介護保険事業費補助金、これは国の補助でございますけれども、2分の1の補助で52千円ほど歳入が予定され

ております。地域密着型事業所指定システム使用料でございます。

それから23節の償還金、利子及び割引料でございますが、19,690千円。これは平成16年度分の精算返還金でございまして、内容等はその説明欄に記載しておりますとおりでございます。

それから次の1款3項1目、介護認定審査費でございますが、これは筑紫地区介護認定審査会の負担金でございまして、平成18年度法改正に伴うところのシステム変更の負担が新たに。実際は平成18年度で予定しておりましたけれども、それでは実際にシステムが間に合わないということで、この973千円を今回補正させていただいて、即対応できるようなシステムに変えていこうということで、973千円ほど負担が増えております。

それから次の2款1項3目、それから2款4項1目につきましては、2款4項1目の高額介護サービス費が、この10月1日から新たに取り扱いが若干変わっておりまして、そのための、大体対象者が155人分でございますが、一応この7,000千円ほど、この2款4項1目の方で足りなくなる見込みでございますので、2款1項3目の方の施設介護サービス給付費から予算の組み替えを7,000千円ほどお願いするものでございます。

それから、70、71ページの歳入の方でございますけれども、2款2項4目は先ほど申しました。それから、6款1項2目のその他一般会計繰入金、事務費繰入金でございますが、これも先ほどもうしました電算システム委託料が少なくなりましたので、1,656千円ほど、これ一般会計の方に戻す分でございます。

それから、7款1項1目の繰越金としまして、19,642千円、繰越金として計上させていただいております。

以上、歳入歳出それぞれ18,038千円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わり間す。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

委員(山路一惠委員) 今説明いただきましたけど、その来年4月からの介護保険の改正に関わる部分が含まれているようですので、9月の補正に引き続き、今回もちょっと反対をいたします。

委員長(福廣和美委員) 他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数挙手)

委員長(福廣和美委員) 大多数挙手です。

したがって議案第111号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成4名、反対1名 午後3時3分

日程第7 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国 に意見書提出をお願いする請願

委員長(福廣和美委員) 日程第7、請願第5号、「「最低保障年金制度」創設をはじめとする 年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

本請願について何か皆さんの方から意見はありますでしょうか。

岡部委員。

- 委員(岡部茂夫委員) 近隣市の状況が分からないということと、それからもう少し内容的な問題で、我々も調査研究の期間がいるのかなというふうに思っていますが、そうなると継続審査をしてもらったらいいのではないかというふうに私は思っています。
- 委員長(福廣和美委員) 他にご意見はございませんか。 山路委員。
- 委員(山路一惠委員) 私この請願の紹介議員でありますので、趣旨には当然賛成の立場なんですが、今後調査研究を十分していただいて、次の議会で論議していただくのもいいかなと思いますので、今回は継審に賛成とします。
- 委員長(福廣和美委員) はい。他にご意見はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) それではおはかりします。

ただ今継続審査とすべきではとの意見が出されましたので、本請願を継続審査することについて採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、本請願を継続審査とすることについて、採決を行い ます。

請願第5号、「「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を継続審査とすべきとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、請願第5号は継続審査すべきものと決定しました。

継続審査 賛成5名、反対0名 午後3時5分

委員長(福廣和美委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここでおはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがこれにご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認 要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後3時6分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 18年 2月 24日

環境厚生常任委員会 委員長 福 広 和 美